

福岡県公報

令和 7 年 4 月 4 日
第 585 号

目次

告 示 (第238号 - 第243号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
公 告		
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	3
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	10
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

選挙管理委員会

○令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職 の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(行財政支援課)	11
○令和6年12月1日執行の福岡県議会議員補欠選挙における公職の候 補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(行財政支援課)	45
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の変更	(行財政支援課)	48

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	48
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	83
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	86
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	90
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	97
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	102
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	106
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	109
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	115
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	119
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	122
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	126
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	130

公安委員会

○少年指導委員の委嘱について	(警察本部少年課)	138
----------------	-----------	-----

再 掲

○家畜伝染病予防法第6条第1項に基づく注射の実施について	(畜産課)	140
○知事を所轄庁とする学校法人が知事に提出する令和7年度以後の各 年度の計算書類及びその附属明細書について公認会計士又は監査法 人の監査を受けなければならない内容	(私学振興課)	140
○知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類	(私学振興課)	141

告 示

福岡県告示第238号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市大島 〃	宮地組 豊福 敏博 ㈱春日丸水産 佐藤 隆二	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	一般まき網漁業
宗像市鐘崎 〃	共進水産(有) 宗岡 譲 蛭子丸水産(有) 入江 清二	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	一般まき網漁業

福岡県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年4月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	筑紫野 古 賀 線	太宰府市御笠三丁目119番1先から 太宰府市御笠三丁目75番4先まで

福岡県告示第240号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
飯塚市弥山字割石79の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
水源^{かん}の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第241号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市門司区大字畑2365の1・2476の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的
水源の涵^{かん}養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字岩丸1887の39、2647の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
久留米	県 道	保 吉 木 井 線	前	うきは市吉井町桜井68番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	6.7 ～ 25.8	416.0	うち主要地方道久留米浮羽線重用延長86.5メートル
			前	うきは市吉井町桜井68番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	6.7 ～ 52.0	401.5	うち主要地方道久留米浮羽線重用延長81.5メートル
			後	うきは市吉井町桜井68番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	6.7 ～ 73.0	401.5	うち主要地方道久留米浮羽線重用延長81.5メートル

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称
総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社パソナ パソナ・福岡
 - (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目6番8号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
1,321,232,999円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価方式による一般競争入札
- 7 入札公告日
令和7年1月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る詳細設計・開発等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社オーイーシー
 - (2) 住所
大分市東春日町17番57号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
1,672,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価方式による一般競争入札
- 7 入札公告日
令和7年1月28日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

京築広域都市計画下水道（令和7年3月7日行橋市告示第15号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市塔原東三丁目510番1及び510番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市塔原西二丁目3番5号
齊田 稔彦

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を令和7年3月12日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る事項
福岡県土地利用基本計画図の森林地域の区域
- 2 変更の内容
計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
森林地域	次の図面のとおり	福岡市、筑紫野市、宗像市、 太宰府市、糸島市、那珂川市、 糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、 糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、 糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
令和7年度コピー用紙単価契約（知事・教育）
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

- 。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和7年4月17日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和7年度コピー用紙単価契約（知事・教育）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年5月20日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	03	紙	A A、A、B
01	02	事務機器	A A、A、B
05	02	電気通信機器	A A、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を総務部総務事務厚生課調達班に令和7年4月24日（木曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092

（F A X） 092-643-3109

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
（FAX） 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和7年4月4日（金曜日）から令和7年4月24日（木曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
郵送の場合 令和7年5月19日（月曜日）17時00分
持参の場合 令和7年5月20日（火曜日）15時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）
福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

令和7年5月21日（水曜日）10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

ることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit – price
- (2) Time Limit of Tender :
3 : 00 P. M. on May 20, 2025
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 – 7, Higashikoen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8577, Japan
TEL 092 – 643 – 3092

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで建設業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）が施行されたことに伴い、当然、必要とされる規定を整備するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 審査基準の施行日
令和 7 年 3 月 6 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 4 月 4 日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
T I S 株式会社 九州支社
- (2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目 5 番 1 号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
42,350,000 円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第 13 条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 39 号）第 17 条第 10 項の規定により次のように公示する。

令和 7 年 4 月 4 日
福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社 HOWA 九州	嘉麻市大隈町 1651 番地 8	令和 7 年 3 月 21 日	令和 10 年 3 月 20 日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 4 日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字山田字山口 173 番 4 及び 173 番 5
- 2 発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区和田三丁目 27 番 2 - 106
藤好 正崇

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 4 日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市瀬高町山門字郷ノ瀬 1795 番 1 及び 1795 番 3 から 1795 番 28 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区天神二丁目 14 番 2 号

株式会社イムズパートナー
代表取締役 平原 彩都美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字須恵字ヨモキ414番6から414番10まで、414番13から414番43まで、423番8、423番10、423番13から423番23まで及び431番2から431番4まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区空港前一丁目7番15号

粕屋殖産株式会社

代表取締役 篠原 隆盛

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第35号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨
- 25,736,100 円

No.1

候補者氏名	井上貴博	候補者届出政党	自由民主党	党主	出納責任者氏名	大谷明治
第1回報告分	期間	令和6年10月1日から令和6年11月8日まで			報告書受理年月日	令和6年11月11日
収入						
主たる寄附						
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	費用		
自由民主党福岡県第一選挙区支部		7,644,083 円	件	費		555,000 円
井上博行後援会		144,084 円	屋	費		922,150 円
井上貴博後援会		144,083 円	(集	費		432,250 円)
自由民主党福岡県支部連合会		200,000 円	会)場	費		489,900 円)
			費	費		0 円
			信	費		628,887 円
			通	費		1,788,950 円
			刷	費		675,992 円
			告	費		0 円
			具	費		293,848 円
			備	費		0 円
			泊	費		340,471 円
				費		
今 回 計	8,132,250 円		回	計		5,205,298 円
前 回 計	0 円		回	計		0 円
総 計	8,132,250 円		計	計		5,205,298 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通函葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,020,000 円
	選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	113,226 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	122,862 円
	計	2,239,442 円

No.2

候補者氏名	井上貴博	候補者届出政党	自由民主党	党主	出納責任者氏名	大谷明治
第2回報告分	期間	令和6年11月9日から令和6年12月5日まで			報告書受理年月日	令和6年12月5日
収入						
主たる寄附						
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	費用		
			件	費		0 円
			屋	費		282,150 円
			(集	費		282,150 円)
			会)場	費		0 円)
			費	費		0 円
			信	費		0 円
			通	費		0 円
			刷	費		0 円
			告	費		4,621,463 円
			具	費		0 円
			備	費		0 円
			泊	費		223,956 円
				費		
今 回 計	0 円		回	計		5,127,569 円
前 回 計	8,132,250 円		回	計		5,205,298 円
総 計	8,132,250 円		計	計		10,332,867 円

No.3

候補者氏名	野中貴恵	候補者届出政党	参政党	党主	出納責任者氏名	山本 吟 江
第1回報告分	期間	令和6年10月1日から令和6年10月27日まで			報告書受理年月日	令和6年11月11日
収入						
主たる寄附						
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	費用		
参政党福岡第1支部		852,247 円	件	費		0 円
参政党		267,905 円	屋	費		24,000 円
			(集	費		24,000 円)
			会)場	費		0 円)
			費	費		0 円
			信	費		0 円
			通	費		546,238 円
			刷	費		510,774 円
			告	費		0 円
			具	費		0 円
			備	費		0 円
			泊	費		39,140 円
				費		
今 回 計	1,120,152 円		回	計		1,120,152 円
前 回 計	0 円		回	計		0 円
総 計	1,120,152 円		計	計		1,120,152 円

No.4

候補者氏名	丸尾圭祐	候補者届出政党	立憲民主党	出納責任者氏名	中島	京
第1回報告分	期間	令和6年9月26日から令和6年11月10日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日	
収入						
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件	544,300円	
立憲民主党		5,000,000円	屋敷家	屋敷家	294,991円	
			(選挙事務所費)	(集合会場費)	294,991円	
			信通費	信通費	0円	
			印刷費	印刷費	182,652円	
			広告費	広告費	1,870,332円	
			文具費	文具費	1,921,829円	
			食糧費	食糧費	91,477円	
			雑費	雑費	196,170円	
			雑費	雑費	0円	
			雑費	雑費	134,905円	
その他の寄附						
その他の収入						
			今	計	5,430,812円	
前回			前	計	0円	
総計			総	計	5,430,812円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
ビラの作成	490,700円
ポスターの作成	1,048,492円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	185,000円
計	2,386,685円

No.5

候補者氏名	村田峻一	候補者届出政党	社会民主党	出納責任者氏名	高田	義弘
第1回報告分	期間	令和6年5月1日から令和6年11月8日まで		報告書受理年月日	令和6年11月8日	
収入						
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件	1,780,000円	
社民党福岡県連合		4,300,000円	屋敷家	屋敷家	400,000円	
社会民主党全国連合		100,000円	(選挙事務所費)	(集合会場費)	400,000円	
			信通費	信通費	0円	
			印刷費	印刷費	128,600円	
			広告費	広告費	37,610円	
			文具費	文具費	1,144,000円	
			食糧費	食糧費	645,195円	
			雑費	雑費	20,000円	
			雑費	雑費	47,520円	
			雑費	雑費	20,500円	
			雑費	雑費	3,840円	
その他の寄附						
その他の収入			今	計	4,227,265円	
前回			前	計	0円	
総計			総	計	4,227,265円	

No.6

候補者氏名	山本剛正	候補者届出政党	日本維新の会	出納責任者氏名	大塚伸一
第1回報告分	期間	令和6年9月20日から令和6年11月10日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日
収入					
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件	360,000円
日本維新の会		3,000,000円	屋敷家	屋敷家	196,000円
日本維新の会衆議院福岡県第1選挙区支部		196,000円	(選挙事務所費)	(集合会場費)	196,000円
			信通費	信通費	0円
			印刷費	印刷費	33,842円
			広告費	広告費	6,200円
			文具費	文具費	1,947,370円
			食糧費	食糧費	1,257,085円
			雑費	雑費	1,763円
			雑費	雑費	114,812円
			雑費	雑費	73,750円
			雑費	雑費	265,861円
その他の寄附					
その他の収入	1件	10,000円	今	計	4,256,683円
前回			前	計	0円
総計			総	計	4,256,683円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
ビラの作成	490,000円
ポスターの作成	1,179,120円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
計	2,536,383円

No.7

候補者氏名	綿 貴 英 彦	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	石 橋 津 宣 子
第1回報告分	期間	令和6年10月1日から令和6年11月8日まで		報告書受理年月日	令和6年11月8日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出人	件	費	額
日本共産党福岡東・博多地区委員会	(寄附額)	住家	屋	費	240,000 円
石橋 津宣子	206,338 円	信通	費	費	50,000 円
立川 由美	120,000 円	交印	(集会会場費)	()	50,000 円
日本共産党福岡県委員会	717,050 円	広文	費	費	40,000 円
		食休	費	費	0 円
		雑	費	費	681,850 円
			費	費	140,200 円
			費	費	0 円
			費	費	0 円
			費	費	11,338 円
今 計	1,163,388 円	回	計		1,163,388 円
前 計	0 円	回	計		0 円
総 計	1,163,388 円	総	計		1,163,388 円

その他の寄附
その他の収入

- 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第2区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 報告書の要旨 25,990,100 円

No.1

候補者氏名	稲 富 修 二	候補者届出政党	立憲民主党	出納責任者氏名	古 屋 佳 朗
第1回報告分	期間	令和6年9月30日から令和6年11月11日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出人	件	費	額
立憲民主党福岡県第2区総支部	(寄附額)	住家	屋	費	720,000 円
立憲民主党	1,000,000 円	信通	費	費	810,566 円
	5,000,000 円	交印	(集会会場費)	()	555,174 円
		広文	費	費	255,392 円
		食休	費	費	950,000 円
		雑	費	費	425,374 円
			費	費	1,543,204 円
			費	費	2,913,994 円
			費	費	11,228 円
			費	費	96,000 円
			費	費	29,900 円
			費	費	92,888 円
今 計	6,000,000 円	回	計		7,593,154 円
前 計	0 円	回	計		0 円
総 計	6,000,000 円	総	計		7,593,154 円

その他の寄附
その他の収入

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	264,250 円
	ビラの作成	471,800 円
	ポスターの作成	716,250 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,785 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	204,600 円 2,041,089 円

No.2

候補者氏名	稲富修二	候補者届出政党	立憲民主党	主党	出納責任者氏名	古屋伴朗
第2回報告分	期間	令和6年11月12日から令和6年11月23日まで	報告書受理年月日			令和6年11月28日
収入				費用		0円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		費用		0円
				(選挙事務所費)		0円
				(集会会場費)		0円
				費用		64,196円
				通信費		0円
				印刷費		0円
				広告費		0円
				文具費		0円
				雑費		0円
				雑費		0円
その他の寄附				計		64,196円
その他の収入		0円	前回	計		7,593,154円
		6,000,000円	前回	計		7,657,350円
今前回						
前計						
総計		6,000,000円				

No.3

候補者氏名	稲富修二	候補者届出政党	立憲民主党	主党	出納責任者氏名	古屋伴朗
第3回報告分	期間	令和6年11月24日から令和6年12月22日まで	報告書受理年月日			令和6年12月27日
収入				費用		0円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		費用		6,335円
				(選挙事務所費)		6,335円
				(集会会場費)		0円
				費用		0円
				通信費		0円
				印刷費		0円
				広告費		0円
				文具費		0円
				雑費		0円
				雑費		0円
その他の寄附				計		1,006円
その他の収入		0円	前回	計		7,341円
		6,000,000円	前回	計		7,657,350円
今前回						
前計		6,000,000円				7,664,691円
総計		6,000,000円				

No.4

候補者氏名	沖園理恵	候補者届出政党	立憲民主党	主党	出納責任者氏名	菅田森人
第1回報告分	期間	令和6年10月6日から令和6年11月8日まで	報告書受理年月日			令和7年1月10日
収入				費用		0円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		費用		55,000円
志野 セツ子	無職	3,007,440円		(選挙事務所費)		55,000円
				(集会会場費)		0円
				費用		0円
				通信費		43,623円
				印刷費		302,830円
				広告費		50,600円
				文具費		948円
				雑費		0円
	2件	1,440円		雑費		0円
	1件	832,030円		雑費		387,909円
その他の寄附				計		840,910円
その他の収入				計		0円
		3,840,910円		計		840,910円
今前回						
前計		0円				
総計		3,840,910円				

№7

候補者氏名	氏名	木	誠	候補者届出政党	自由民主党	党	出納責任者氏名	平山 康 衛
第3回報告分	期間	令和6年11月22日から令和6年12月12日まで					報告書受理年月日	令和6年12月12日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件	屋	費	0円
			家	(選挙事務所費)	賃	費	0円
				(集会会場費)	賃	費	0円
			通	信	賃	費	109,802円
			交	通	賃	費	427,289円
			印	刷	賃	費	0円
			広	告	賃	費	0円
			文	具	賃	費	0円
			食	糧	賃	費	0円
			休	泊	賃	費	0円
			雑		賃	費	0円

その他の寄附
その他の収入

今 計	0円	537,091円
前 計	13,680,000円	12,394,542円
総 計	13,680,000円	12,931,633円

№8

候補者氏名	黒 石	裕 子	候補者届出政党	参 政 党	出納責任者氏名	佐々木 泰 子
第1回報告分	期間	令和6年10月14日から令和6年11月11日まで			報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件	屋	費	240,000円
参政党		259,655円	家	(選挙事務所費)	賃	費	87,956円
河村 千穂	主婦	120,000円		(集会会場費)	賃	費	0円
郡司掛 圭子	主婦	120,000円	通	信	賃	費	87,956円
参政党福岡第2支部		1,005,574円	交	通	賃	費	0円
			印	刷	賃	費	0円
			広	告	賃	費	297,439円
			文	具	賃	費	866,732円
			食	糧	賃	費	6,382円
			休	泊	賃	費	0円
			雑		賃	費	0円

その他の寄附
その他の収入

今 計	1,505,229円	1,505,229円
前 計	0円	0円
総 計	1,505,229円	1,505,229円

№9

候補者氏名	本 司	敬 宏	候補者届出政党	日本維新の会	出納責任者氏名	本 司 文 子
第1回報告分	期間	令和6年10月10日から令和6年10月26日まで			報告書受理年月日	令和6年11月6日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件	屋	費	370,000円
日本維新の会		3,000,000円	家	(選挙事務所費)	賃	費	450,012円
日本維新の会衆議院福岡県第2選挙区支部		486,072円		(集会会場費)	賃	費	450,012円
藤木 直幸	商業	100,000円	通	信	賃	費	24円
湯下 稔明	商業	50,000円	交	通	賃	費	40,210円
			印	刷	賃	費	1,956,570円
			広	告	賃	費	722,700円
			文	具	賃	費	12円
			食	糧	賃	費	76,134円
			休	泊	賃	費	101,400円
			雑		賃	費	24円

その他の寄附
その他の収入

今 計	3,717,086円	3,717,086円
前 計	0円	0円
総 計	3,717,086円	3,717,086円

No.10

候補者氏名	松尾 律子	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	内山 有 理 子
第 1 回 報 告 分	期 間	令和6年10月1日から令和6年11月1日まで		報告書受理年月日	令和6年11月7日

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支 人 家	出 件 屋 (選挙事務所費 (集合会場費	費 費 (選挙事務所費 (集合会場費	600,000 円 172,000 円 172,000 円 95,000 円 697,250 円 600,150 円 30,000 円 0 円 0 円 165 円
日本共産党福岡中央・南地区委員会	無職	862,115 円	信 通	費 費	
平山 忠文	無職	120,000 円	交 通	費 費	
田淵 愛子	無職	120,000 円	印 刷	費 費	
渡邊 孝雄	無職	120,000 円	告 告	費 費	
松田 珠江	無職	120,000 円	具 具	費 費	
星野 竜	会社員	732,450 円	文 食	費 費	
日本共産党福岡県委員会			雑 費	費 費	

その他の寄附
その他の収入

今 回 計	2,194,565 円	回 計	2,194,565 円
前 回 計	0 円	回 計	0 円
総 計	2,194,565 円	総 計	2,194,565 円

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (福岡県第3区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨 25,834,300 円

No.1

候補者氏名	速 藤 英 美 代	候補者届出政党	れいわ新選組	出納責任者氏名	岩 永 武 雄
第 1 回 報 告 分	期 間	令和5年9月25日から令和6年10月27日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支 人 家	出 件 屋 (選挙事務所費 (集合会場費	費 費 (選挙事務所費 (集合会場費	0 円 3,200 円 0 円 3,200 円 96,826 円 0 円 877,041 円 0 円 0 円 0 円 8,963 円
太田 廣史	会社員	30,000 円	信 通	費 費	
里見 和夫	弁護士	200,000 円	交 通	費 費	
れいわ新選組		3,000,000 円	印 刷	費 費	
			告 告	費 費	
			具 具	費 費	
			文 食	費 費	
			休 雑	費 費	
その他の寄附	5件	28,000 円			
その他の収入	1件	385,000 円			
今 回 計		3,643,000 円	回 計	986,030 円	
前 回 計		0 円	回 計	0 円	
総 計		3,643,000 円	総 計	986,030 円	

No.2

候補者氏名	速 藤 英 美 代	候補者届出政党	れいわ新選組	出納責任者氏名	岩 永 武 雄
第 2 回 報 告 分	期 間	令和6年10月28日から令和6年12月20日まで		報告書受理年月日	令和6年12月27日

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支 人 家	出 件 屋 (選挙事務所費 (集合会場費	費 費 (選挙事務所費 (集合会場費	150,000 円 0 円 0 円 0 円 4,155 円 0 円 2,204,643 円 0 円 0 円 0 円 0 円
れいわ新選組		2,400,343 円	信 通	費 費	
			交 通	費 費	
			印 刷	費 費	
			告 告	費 費	
			具 具	費 費	
			文 食	費 費	
			休 雑	費 費	
その他の寄附					
その他の収入					
今 回 計		2,400,343 円	回 計	2,358,798 円	
前 回 計		3,643,000 円	回 計	986,030 円	
総 計		6,043,343 円	総 計	3,344,828 円	

No.6

候補者氏名	瀬尾 英昇	司 候 補 者 届 出 政 党	日本維新の会	出 納 責 任 者 氏 名	瀬 尾 英 昇	司
第 1 回 報 告 分	期 間	令和6年9月20日から令和6年11月5日まで		報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 6 年 11 月 6 日	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支 人 家	出 件 屋 費 費	413,750 円
日本維新の会	(寄附額)	人 家	(選挙事務所費	215,998 円
瀬尾 清	3,000,000 円	通 交	(集会会場費	215,998 円)
	100,000 円	信 通	費 費	0 円)
		刷 告	費 費	3,420 円
		具 具	費 費	70,313 円
		機 機	費 費	2,582,708 円
		泊 泊	費 費	1,696,442 円
			費 費	42,547 円
			費 費	64,434 円
			費 費	0 円
			費 費	213,178 円

その他の寄附
その他の収入

今 回 計	3,110,000 円	今 回 計	5,302,790 円
前 回 計	0 円	前 回 計	0 円
総 計	3,110,000 円	総 計	5,302,790 円

支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額	
	選挙運動用通高英書の作成		278,250 円	
	ビラの作成		490,000 円	
	ポスターの作成		1,191,858 円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		169,839 円	
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円	
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円	
		計	2,549,121 円	

No.7

候補者氏名	瀬尾 英昇	司 候 補 者 届 出 政 党	日本維新の会	出 納 責 任 者 氏 名	瀬 尾 英 昇	司
第 2 回 報 告 分	期 間	令和6年11月6日から令和6年11月15日まで		報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 6 年 11 月 21 日	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支 人 家	出 件 屋 費 費	0 円
	(寄附額)	人 家	(選挙事務所費	0 円)
		通 交	(集会会場費	0 円)
		信 通	費 費	0 円
		刷 告	費 費	0 円
		具 具	費 費	0 円
		機 機	費 費	0 円
		泊 泊	費 費	8,053 円
			費 費	0 円
			費 費	0 円
			費 費	3,314 円

その他の寄附
その他の収入

今 回 計	0 円	今 回 計	11,367 円
前 回 計	3,110,000 円	前 回 計	5,302,790 円
総 計	3,110,000 円	総 計	5,314,157 円

No.8

候補者氏名	瀬尾 英昇	司 候 補 者 届 出 政 党	日本維新の会	出 納 責 任 者 氏 名	瀬 尾 英 昇	司
第 3 回 報 告 分	期 間	令和6年11月16日から令和6年11月28日まで		報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 6 年 12 月 2 日	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支 人 家	出 件 屋 費 費	0 円
	(寄附額)	人 家	(選挙事務所費	334,400 円
		通 交	(集会会場費	334,400 円)
		信 通	費 費	0 円)
		刷 告	費 費	0 円
		具 具	費 費	0 円
		機 機	費 費	0 円
		泊 泊	費 費	0 円
			費 費	0 円
			費 費	0 円

その他の寄附
その他の収入

今 回 計	0 円	今 回 計	334,400 円
前 回 計	3,110,000 円	前 回 計	5,314,157 円
総 計	3,110,000 円	総 計	5,648,557 円

No.12

候補者氏名	山口 湧人	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	佐藤 研一
第1回報告分	期間	令和6年10月7日から令和6年11月5日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日
収入					
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)		支出 件屋費 (選挙事務所費)		288,000 円
日本共産党福岡西部地区委員会		(寄附額) 291,400 円	人 家 信 通 刷 告 具 機 泊		131,400 円
下田 多美子	無職	144,000 円			131,400 円)
薄上 道子	無職	144,000 円			0 円)
日本共産党福岡県委員会		642,900 円			36,000 円
					0 円
					607,700 円
					159,200 円
					0 円
					0 円
					0 円
その他の寄附					0 円
その他の収入					0 円
今 回 計		1,222,300 円	今 回 計		1,222,300 円
前 回 計		0 円	前 回 計		0 円
総 計		1,222,300 円	総 計		1,222,300 円

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (福岡県第4区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨
- 25,060,000 円

No.1

候補者氏名	阿部 弘樹	候補者届出政党	日本維新の会	出納責任者氏名	高宮 泰文
第1回報告分	期間	令和6年6月13日から令和6年11月1日まで		報告書受理年月日	令和6年11月8日
収入					
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)		支出 件屋費 (選挙事務所費)		270,000 円
日本維新の会		(寄附額) 3,000,000 円	人 家 信 通 刷 告 具 機 泊		441,936 円
阿部ひろき後援会		441,936 円			441,936 円)
					0 円)
					43,450 円
					62,058 円
					2,242,336 円
					1,880,507 円
					5,906 円
					42,383 円
					0 円
					22,301 円
その他の寄附					
その他の収入					
今 回 計		3,441,936 円	今 回 計		5,010,877 円
前 回 計		0 円	前 回 計		0 円
総 計		3,441,936 円	総 計		5,010,877 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	250,250 円
	ビラの作成	462,000 円
	ポスターの作成	1,148,125 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,400 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	2,074,775 円

No.8

候補者氏名	宮内	秀樹	候補者届出政党	自由民主党	党	出納責任者氏名	合屋浩壽
第2回報告分	期間	令和6年11月1日から令和6年11月12日まで				報告書受理年月日	令和6年11月15日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件	費用
自由民主党福岡県第四選挙区支部		3,200,000 円	屋	1,181,250 円
			(選挙事務所費)	1,688,397 円
			(集会会場費)	1,688,397 円
			信	0 円
			通	30,460 円
			刷	0 円
			告	412,500 円
			具	62,952 円
			機	0 円
			泊	0 円
			雑	0 円
			計	411,015 円

その他の寄附
その他の収入

今 計	3,200,000 円	回	計	3,786,574 円
前 計	6,320,000 円	回	計	7,819,111 円
総 計	9,520,000 円	総	計	11,605,685 円

No.9

候補者氏名	宮内	秀樹	候補者届出政党	自由民主党	党	出納責任者氏名	合屋浩壽
第3回報告分	期間	令和6年11月13日から令和6年12月2日まで				報告書受理年月日	令和6年12月4日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件	費用
自由民主党福岡県第四選挙区支部		300,000 円	屋	0 円
			(選挙事務所費)	0 円
			(集会会場費)	0 円
			信	60,993 円
			通	271,392 円
			刷	0 円
			告	0 円
			具	0 円
			機	0 円
			泊	0 円
			雑	0 円
			計	129,329 円

その他の寄附
その他の収入

今 計	382,041 円	回	計	461,714 円
前 計	9,520,000 円	回	計	11,605,685 円
総 計	9,902,041 円	総	計	12,067,399 円

No.10

候補者氏名	行平	佳弘	候補者届出政党	参政党	党	出納責任者氏名	松田修
第1回報告分	期間	令和6年10月8日から令和6年11月7日まで				報告書受理年月日	令和6年11月8日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件	費用
参政党福岡第4支部		1,671,551 円	屋	50,000 円
参政党本部		263,780 円	(選挙事務所費)	334,150 円
			(集会会場費)	329,200 円
			信	4,950 円
			通	0 円
			刷	5,240 円
			告	592,086 円
			具	911,371 円
			機	25,674 円
			泊	0 円
			雑	56,650 円
			計	10,160 円

その他の寄附
その他の収入

今 計	1,985,331 円	回	計	1,985,331 円
前 計	0 円	回	計	0 円
総 計	1,985,331 円	総	計	1,985,331 円

No.11

候補者氏名	吉松	源昭	候補者届出政党	出納責任者氏名	吉松	翼
第1回報告分	期間	令和6年10月14日から令和6年11月9日まで		報告書受理年月日	令和6年12月26日	

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
福岡県病院医療問題懇談会

支出
主人家
費用
(選挙事務所費
(集会会場費
通信費
印刷費
広告費
文具費
食料費
雑費

105,000 円
0 円
0 円)
0 円)
0 円
801,250 円
1,769,250 円
379,404 円
0 円
4,320 円
10,630 円
3,633 円

その他の寄附
その他の収入

1件

774,833 円

今回計
前回計
総計

924,833 円
0 円
924,833 円

3,073,487 円
0 円
3,073,487 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通高英書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,000 円
	ポスターの作成	1,001,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	165,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	2,148,654 円

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (福岡県第5区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 25,930,600 円
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	岡部吉高	候補者届出政党	参政党	出納責任者氏名	高野達也
第1回報告分	期間	令和6年2月26日から令和6年10月28日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
参政党福岡第5支部

支出
主人家
費用
(選挙事務所費
(集会会場費
通信費
印刷費
広告費
文具費
食料費
雑費

0 円
170,665 円
170,665 円)
0 円)
0 円
3,700 円
224,950 円
1,807,086 円
12,170 円
0 円
0 円
91,249 円

その他の寄附
その他の収入

2,430,820 円
0 円
2,430,820 円

計
計
計

2,309,820 円
0 円
2,309,820 円

No.2

候補者氏名	栗原 渉	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	田代 朋子
第1回報告分	期間	令和6年10月1日から令和6年11月11日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出人	件	費	1,101,000 円
自民党本部		屋	費	1,296,890 円	
自民党福岡県連		(集合会場費	費	1,235,755 円	)
自民党五区支部		信	費	61,135 円	)
		通	費	1,835,789 円	
		交	費	55,570 円	
		印	費	4,536,516 円	
		広	費	1,824,662 円	
		文	費	176,651 円	
		食	費	277,020 円	
		休	費	0 円	
		雑	費	0 円	

その他の寄附
その他の収入

今 計	11,104,098 円	回	計	11,104,098 円
前 計	0 円	回	計	0 円
総 計	11,104,098 円	総	計	11,104,098 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通高英書の作成	227,500 円
	ビラの作成	385,000 円
	ポスターの作成	1,191,858 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	168,226 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	81,908 円
	計	2,268,896 円

No.3

候補者氏名	栗原 渉	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	田代 朋子
第2回報告分	期間	令和6年11月12日から令和6年11月26日まで		報告書受理年月日	令和6年11月27日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出人	件	費	0 円
自民党五区支部		屋	費	1,672,356 円	
		(集合会場費	費	1,672,356 円	)
		信	費	0 円	
		通	費	45,994 円	
		交	費	0 円	
		印	費	0 円	
		広	費	0 円	
		文	費	0 円	
		食	費	0 円	
		休	費	0 円	
		雑	費	0 円	

その他の寄附
その他の収入

今 計	1,718,350 円	回	計	1,718,350 円
前 計	11,104,098 円	回	計	11,104,098 円
総 計	12,822,448 円	総	計	12,822,448 円

№4

候補者氏名	堤 名 か	な め	候補者届出政党	立 憲 民 主 党	出納責任者氏名	伊 藤 邦 彦
第 1 回 報 告 分	堤 名 か	な め	期 間	令和6年9月17日から令和6年11月11日まで	報告書受理年月日	令和6年11月11日

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件 屋 費
立憲民主党		5,000,000 円	人 家	(選挙事務所費
立憲民主党参議院比例第5総支部	団体職員	300,000 円		(集会会場費
金 岩 秀 郎	無職	120,000 円	信 通	費 費
篠 典 子	無職	120,000 円	交 刷	費 費
泰山 恵利佳	無職	120,000 円	印 告	費 費
宮原 晴美	無職	120,000 円	広 具	費 費
白水 心子	無職	120,000 円	文 食	費 費
木村 眞智子	無職	100,000 円	休 泊	費 費
永利 恭子	大野城市議会議員	100,000 円	雑	
成瀬 穂美	団体職員	100,000 円		
森 裕 子	無職	50,000 円		
土井 孝裕	会社員	40,000 円		
その他の寄附	5件	80,000 円		
その他の収入				

今 回 計	6,390,000 円	今 回 計	7,080,356 円
前 回 計	0 円	前 回 計	0 円
総 計	6,390,000 円	総 計	7,080,356 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,060,152 円
	選挙事務所での立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	185,000 円
	計	2,398,345 円

№5

候補者氏名	堤 名 か	な め	候補者届出政党	立 憲 民 主 党	出納責任者氏名	伊 藤 邦 彦
第 2 回 報 告 分	堤 名 か	な め	期 間	令和6年11月12日から令和6年11月21日まで	報告書受理年月日	令和6年11月21日

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件 屋 費
			人 家	(選挙事務所費
			信 通	(集会会場費
			交 刷	費 費
			印 告	費 費
			広 具	費 費
			文 食	費 費
			休 泊	費 費
			雑	
		0 円	今 回 計	22,503 円
		6,390,000 円	前 回 計	7,080,356 円
		6,390,000 円	総 計	7,102,859 円

№6

候補者氏名	堤 名 か	な め	候補者届出政党	立 憲 民 主 党	出納責任者氏名	伊 藤 邦 彦
第 3 回 報 告 分	堤 名 か	な め	期 間	令和6年11月22日から令和6年12月10日まで	報告書受理年月日	令和6年12月10日

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件 屋 費
			人 家	(選挙事務所費
			信 通	(集会会場費
			交 刷	費 費
			印 告	費 費
			広 具	費 費
			文 食	費 費
			休 泊	費 費
			雑	
		0 円	今 回 計	131,422 円
		6,390,000 円	前 回 計	7,102,859 円
		6,390,000 円	総 計	7,234,281 円

No.7

候補者氏名	奈須文義	候補者届出政党	任期	令和6年9月11日から令和6年10月27日まで	出納責任者氏名	報告書受理年月日	阿部めぐみ
第1回報告分							令和6年11月7日
収入							
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)				支出人	費用	
吉橋百合子	無職			(寄附額)	屋敷	費	330,000円
宮脇英人	会社員			110,000円	(選挙事務所費)	費	0円
谷 崇晴	会社員			40,000円	(集会会場費)	費	0円
脇 崇晴	アルバイト			30,000円	信通	費	5,390円
浦田 修行	無職			100,000円	刷告	費	4,800円
基 康幸	アルバイト			60,000円	具	費	118,800円
石橋 安子	自営業			58,000円	食糧	費	220,000円
古賀 勝子	無職			40,000円	泊	費	5,570円
その他の寄附	30件			320,000円		費	0円
その他の収入	1件			500,000円		費	0円
							4,960円
今回計				1,358,000円	今回計		689,520円
前回計				0円	前回計		0円
総計				1,358,000円	総計		689,520円

No.8

候補者氏名	松尾嘉三	候補者届出政党	任期	令和6年10月10日から令和6年11月11日まで	出納責任者氏名	報告書受理年月日	松尾嘉三
第1回報告分							令和6年11月11日
収入							
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)				支出人	費用	
日本維新の会				(寄附額)	屋敷	費	328,750円
				3,000,000円	(選挙事務所費)	費	38,523円
					(集会会場費)	費	38,523円
					信通	費	0円
					刷告	費	223,967円
					具	費	54,094円
					食糧	費	276,738円
					泊	費	0円
						費	0円
						費	37,014円
						費	0円
						費	222,104円
今回計				3,000,000円	今回計		1,181,190円
前回計				0円	前回計		0円
総計				3,000,000円	総計		1,181,190円

No.9

候補者氏名	松尾嘉三	候補者届出政党	任期	令和6年11月12日から令和6年12月23日まで	出納責任者氏名	報告書受理年月日	松尾嘉三
第2回報告分							令和6年12月25日
収入							
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)				支出人	費用	
				(寄附額)	屋敷	費	380,480円
					(選挙事務所費)	費	0円
					(集会会場費)	費	0円
					信通	費	0円
					刷告	費	0円
					具	費	0円
					食糧	費	1,717,950円
					泊	費	0円
						費	0円
						費	0円
						費	0円
						費	514,800円
今回計				1,000,000円	今回計		2,613,230円
前回計				1,000,000円	前回計		1,181,190円
総計				4,000,000円	総計		3,794,420円

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第6区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨
- 24,633,800 円

No.1

候補者氏名	河野 一弘	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	木下 孝司
第1回報告分	期間	令和6年10月1日から令和6年11月7日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入					
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	支出人	件	費	240,000 円
日本共産党筑後地区委員会		屋敷	（選挙事務所費	費	200,000 円
高橋 明子	団体職員	（集合会場費	費	）	200,000 円
田中 美紀子	団体職員	信通	費	0 円	）
日本共産党福岡県委員会		交印	費	36,000 円	
		広文	費	0 円	
		食休	費	701,200 円	
		雑	費	236,364 円	
			費	38,646 円	
			費	0 円	
			費	0 円	
			費	0 円	
その他の寄附		計		1,452,210 円	
その他の収入		前回		0 円	
		計		計	
今前回		1,452,210 円			
前		0 円			
総		1,452,210 円			

No.2

候補者氏名	近藤 雅彦	候補者届出政党	国民民主党	出納責任者氏名	近藤 雅彦
第1回報告分	期間	令和6年9月1日から令和6年11月11日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入					
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	支出人	件	費	273,000 円
合政活動委員会		屋敷	（選挙事務所費	費	148,820 円
国民民主党福岡県第6区総支部		（集合会場費	費	）	148,520 円
国民民主党福岡県総支部連合会		信通	費	300 円	）
		交印	費	7,790 円	
		広文	費	42,766 円	
		食休	費	1,940,870 円	
		雑	費	896,820 円	
			費	6,538 円	
			費	96,494 円	
			費	0 円	
その他の寄附		計		868,019 円	
その他の収入	1件	1,300,000 円			
今		4,330,000 円		4,281,117 円	
前		0 円		0 円	
計		4,330,000 円		計	
計				4,281,117 円	

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,171,920 円
	選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	計	2,529,883 円

No.3

候補者氏名	近藤 雅彦	候補者届出政党	国民民主党	出納責任者氏名	近藤 雅彦
第2回報告分	期間	令和6年11月12日から令和6年11月20日まで		報告書受理年月日	令和6年11月20日

収入					
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	支出人	件	費	370,500 円
		屋敷	（選挙事務所費	費	0 円
		（集合会場費	費	）	0 円
		信通	費	0 円	）
		交印	費	0 円	
		広文	費	0 円	
		食休	費	0 円	
		雑	費	0 円	
			費	0 円	
その他の寄附		計		74,807 円	
その他の収入		500,000 円			
今		500,000 円		445,307 円	
前		4,330,000 円		4,281,117 円	
計		4,830,000 円		計	
計				4,726,424 円	

No.4

候補者氏名	近藤 雅彦	候補者届出政党	国民民主党	出納責任者氏名	近藤 雅彦
第3回報告分	期間	令和6年11月21日から令和6年12月19日まで		報告書受理年月日	令和6年12月23日

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		件屋費	0円
				(選挙事務所費)	0円
				(集会会場費)	0円
				信通費	0円
				刷費	0円
				告具費	0円
				文食費	0円
				休泊費	0円
その他の寄附					2,384円
その他の収入					
今回計		0円		今回計	2,384円
前回計		4,830,000円		前回計	4,726,424円
総計		4,830,000円		総計	4,728,808円

No.5

候補者氏名	鳩山 二郎	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	小澤 洋介
第1回報告分	期間	令和6年9月27日から令和6年11月7日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		件屋費	1,010,000円
高橋 靖	水戸市長	300,000円		(選挙事務所費)	3,978,213円
福岡県歯科医師連盟		500,000円		(集会会場費)	2,848,830円
自由民主党福岡県衆議院支部		5,000,000円		信通費	1,129,383円
久留米医師連盟		500,000円		通交費	1,324,592円
福岡県宅建政治連盟		100,000円		刷費	486,175円
福岡県筑後地区税理士政治連盟		100,000円		告具費	2,108,974円
福岡県医師連盟		1,000,000円		文食費	1,609,813円
福岡県中小企業政策推進協議会		30,000円		休泊費	21,250円
福岡県病院医療問題懇談会		300,000円			437,537円
福岡県薬剤師連盟		300,000円			0円
谷澤 誠	会社役員	100,000円			408,593円
武本 成将	会社役員	30,000円			
日本商工連盟		100,000円			
酒井 ごう一郎	西東京市議会議員	30,000円			
小澤 嘉穂	会社役員	100,000円			
緒方 征臣	会社役員	100,000円			
石橋 寛	会社役員	1,000,000円			
石橋 マヤリ	無職	1,000,000円			
川田 裕介	会社役員	30,000円			
その他の寄附	3件	50,000円			
その他の収入	1件	3,483,532円			
今回計		14,163,532円		今回計	11,355,147円
前回計		0円		前回計	0円
総計		14,163,532円		総計	11,355,147円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	1,190,424円
	選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	計	2,548,387円

No.6

候補者氏名	鳩山 二郎	候補者届出政党	自由民主党	党	出納責任者氏名	小澤 洋介
第2回報告分	期間	令和6年11月7日から令和6年11月11日まで			報告書受理年月日	令和6年12月4日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出人	費用	220,000 円
住家	事務所費	48,235 円
	(集合会場費)	0 円
交通	費	48,235 円
印刷	費	0 円
広告	費	0 円
文具	費	0 円
食料	費	0 円
雑	費	90,587 円
		21,060 円

その他の寄附
その他の収入

今 計	0 円	379,882 円
前 計	14,163,532 円	11,355,147 円
総 計	14,163,532 円	11,735,029 円

No.7

候補者氏名	福岡 健太	候補者届出政党	日本維新の会	党	出納責任者氏名	福成 章子
第1回報告分	期間	令和6年9月20日から令和6年10月30日まで			報告書受理年月日	令和6年11月6日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出人	費用	1,093,125 円
住家	事務所費	1,539,330 円
	(集合会場費)	0 円
交通	費	1,539,330 円
印刷	費	0 円
広告	費	0 円
文具	費	2,753,219 円
食料	費	0 円
雑	費	0 円
		144,956 円

その他の寄附
その他の収入

今 計	3,075,071 円	5,530,630 円
前 計	0 円	0 円
総 計	3,075,071 円	5,530,630 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,158,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	154,000 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		204,770 円
計		2,455,559 円

No.8

候補者氏名	古川 恭司	候補者届出政党	参政党	党	出納責任者氏名	光野 豊宏
第1回報告分	期間	令和6年10月13日から令和6年11月11日まで			報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出人	費用	240,000 円
住家	事務所費	33,000 円
	(集合会場費)	33,000 円
交通	費	0 円
印刷	費	0 円
広告	費	278,355 円
文具	費	400,480 円
食料	費	0 円
雑	費	0 円
		15,542 円

その他の寄附
その他の収入

今 計	967,377 円	967,377 円
前 計	0 円	0 円
総 計	967,377 円	967,377 円

- 1

選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第7区）
- 2

公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23, 281, 000 円
- 3

報告書の要旨

No.1

候補者氏名	亀田 晃	候補者届出政党	立憲民主党	出納責任者氏名	佐藤 正利
第1回報告分	期間	令和6年10月5日から令和6年11月8日まで		報告書受理年月日	令和6年11月8日
収入					
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	支出人	件屋	1, 836, 000 円
			家	（選挙事務所費 （集合会場費）	319, 230 円 298, 000 円 21, 230 円
立憲民主党		5, 000, 000 円	交通	信通	1, 090 円 4, 760 円
			交印	刷告	1, 804, 000 円 549, 274 円
その他の寄附			文具	具費	76, 539 円
			食糧	糧費	102, 920 円
その他の収入			雑	泊費	0 円 41, 171 円
			今計	回計	4, 734, 984 円
前回		0 円	回	回	0 円
前総		5, 000, 000 円	計	計	4, 734, 984 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通算葉書の作成	210, 000 円
	ビラの作成	490, 000 円
	ポスターの作成	1, 104, 000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	55, 000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	211, 200 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計		2, 070, 200 円

No.2

候補者氏名	平 島 史 朗	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	木下 敏幸
第1回報告分	期間	令和6年10月8日から令和6年11月1日まで		報告書受理年月日	令和6年11月8日
収入					
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	支出人	件屋	240, 000 円
			家	（選挙事務所費 （集合会場費）	123, 000 円 123, 000 円 0 円
高口 栄子	無職	239, 000 円 120, 000 円	交通	信通	36, 000 円 0 円
			交印	刷告	708, 890 円 115, 200 円
吉田 真由美	無職	744, 090 円	文具	具費	0 円 0 円
			食糧	糧費	0 円 0 円
日本共産党福岡県委員会			雑	泊費	0 円 0 円
			今計	回計	1, 223, 090 円
前回		0 円	回	回	0 円
前総		1, 223, 090 円	計	計	1, 223, 090 円

- 1

選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第8区）
- 2

公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24, 204, 400 円
- 3

報告書の要旨

No.1

候補者氏名	麻生 太一郎	候補者届出政党	自由民主党	党主	出納責任者氏名	右田 秀一
第1回報告分	期間	令和6年10月11日から令和6年11月6日まで			報告書受理年月日	令和6年11月7日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	費	出	977,000 円
県第8選挙区支部	費	件	601,000 円
自由民主党福岡県支部連合会	(寄附額)	屋	601,000 円
	5,000,000 円	(選挙事務所費	)
	200,000 円	(集会場費	0 円)
		費	0 円)

その他の寄附
その他の収入

今	計	信	1,489,550 円
前	回	通	1,244,942 円
回	計	刷	30,110 円
計	計	告	69,347 円
総	計	具	0 円
		櫃	296,907 円
		泊	
		費	
		費	
		計	4,708,856 円
		回	0 円
		回	4,708,856 円
		計	
		計	
		計	

支出のうち公費負担相当額	項	目	金	額
	選挙運動用通貨葉書の作成			278,250 円
	ビラの作成			490,700 円
	ポスターの作成			664,950 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			44,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0 円
	計			1,692,304 円

No.2

候補者氏名	河野 祥子	候補者届出政党	日本共産党	党主	出納責任者氏名	宮嶋 つや子
第1回報告分	期間	令和6年10月8日から令和6年11月7日まで			報告書受理年月日	令和6年11月8日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	費	出	240,000 円
日本共産党福岡県委員会	費	件	180,000 円
中村 万里子	(寄附額)	屋	180,000 円
西村 恵子	35,200 円	(選挙事務所費	)
日本共産党筑豊地区委員会	120,000 円	費	0 円)
	無職	費	0 円)
	無職	信	0 円
		通	746,850 円
		交	390,200 円
		印	0 円
		広	0 円
		文	0 円
		食	0 円
		休	0 円
		雑	0 円
		計	1,557,050 円
		回	0 円
		回	1,557,050 円
		計	
		計	
		計	

その他の寄附
その他の収入

今	計	信	1,557,050 円
前	回	通	0 円
回	計	刷	0 円
計	計	告	1,557,050 円
総	計	具	
		櫃	
		泊	
		費	
		費	
		計	
		回	
		回	
		計	
		計	
		計	

支出のうち公費負担相当額	項	目	金	額
	選挙運動用通貨葉書の作成			218,750 円
	ビラの作成			77,000 円
	ポスターの作成			451,100 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			110,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			212,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			33,000 円
	計			1,101,850 円

No.3

候補者氏名	森田俊文	候補者届出政党		出納責任者氏名	小島久	司
第1回報告分	期間	令和6年10月7日から令和6年11月4日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日	日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出人	費用	750,000円
小島久司	無職	主人	選挙事務所費	70,000円
		人	(集会会場費)	70,000円
		家	費	0円
		通	信	0円
		交	費	1,094,998円
		印	費	224,000円
		広	費	1,916円
		文	費	16,390円
		食	費	52,000円
		休	費	1,159,664円
		雑	費	

その他の寄附
その他の収入

3件	1,929,970円
今 計	2,049,970円
前 計	0円
総 計	2,049,970円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通高英書の作成	0円
	ビラの作成	490,000円
	ポスターの作成	604,998円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	56,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	168,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,318,998円

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第9区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 24,664,700円
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	緒方林太郎	候補者届出政党		出納責任者氏名	緒方ルリ子	子
第1回報告分	期間	令和6年9月28日から令和6年11月7日まで		報告書受理年月日	令和6年11月8日	日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出人	費用	840,000円
		主人	選挙事務所費	1,930,856円
		人	(集会会場費)	856,110円
		家	費	1,074,746円
		通	信	58,850円
		交	費	153,495円
		印	費	1,646,450円
		広	費	1,343,979円
		文	費	19,574円
		食	費	391,589円
		休	費	90,100円
		雑	費	547,422円

その他の寄附
その他の収入

1件	20,000円
1件	5,000,000円
今 計	5,020,000円
前 計	0円
総 計	5,020,000円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通高英書の作成	278,250円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	877,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	156,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	160,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	165,000円
	計	2,127,450円

No.2

候補者氏名	紫垣博敏	党派	日本共産党	出納責任者氏名	田口希子
第1回報告分	期間	(職業)	令和6年10月12日から令和6年11月1日まで	報告書受理年月日	令和6年11月7日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件 屋 賃 金 (選挙事務所費 集合会場費)	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費
縣谷 容美	無職	36,000 円	人	528,000 円
近藤 隆子	無職	36,000 円	家	60,000 円
山下 光子	無職	36,000 円	通	60,000 円
原田 里美	無職	36,000 円	交	0 円
内藤 美弥子	無職	144,000 円	印	36,000 円
田中 光明	無職	120,000 円	広	0 円
石川 ふさえ	無職	120,000 円	文	1,028,640 円
日本共産党八幡戸畑選管地区委員会		535,422 円	食	462,976 円
日本共産党福岡県委員会		1,063,840 円	休	0 円
その他の寄附			雑	0 円
その他の収入				11,646 円

今 回 計	2,127,262 円	回 計	2,127,262 円
前 回 計	0 円	回 計	0 円
総 計	2,127,262 円	総 計	2,127,262 円

No.3

候補者氏名	三原朝利	党派	日本共産党	出納責任者氏名	藤岡義久
第1回報告分	期間	(職業)	令和6年10月5日から令和6年11月7日まで	報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件 屋 賃 金 (選挙事務所費 集合会場費)	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費
上野 昇	会社役員	1,000,000 円	人	375,000 円
田坂 良祐	会社役員	500,000 円	家	715,050 円
田中 三重子	無職	30,000 円	通	520,190 円
福岡 昭仁	医師	50,000 円	交	194,860 円
福岡県宅建政治連盟		100,000 円	印	1,481,480 円
水嶋 昭彦	会社役員	200,000 円	広	0 円
柴田 泰山	会社役員	30,000 円	文	1,483,950 円
柴田 鳳児	会社役員	30,000 円	食	1,709,256 円
野見山 博吉	会社役員	300,000 円	休	13,577 円
渡邊 裕之	医師	50,000 円	雑	0 円
小宮 俊秀	医師	1,500,000 円	泊	0 円
松本 美香	医師	1,500,000 円		0 円
小宮 裕	会社役員	500,000 円		0 円
佐藤 寛	無職	30,000 円		0 円
石松 正次	会社役員	30,000 円		
堺 俊治	会社役員	100,000 円		
中村 正義	会社役員	40,000 円		
末永 靖	会社役員	1,000,000 円		
藤澤 博基	会社役員	30,000 円		
石川 史子	会社役員	100,000 円		
三好 正堂	会社役員	50,000 円		
細川 志津夫	会社役員	100,000 円		
杉野 裕章	会社役員	106,860 円		
北九州の未来をつくる会		40,000 円		
その他の寄附				
その他の収入				

今 回 計	7,916,860 円	回 計	5,778,313 円
前 回 計	0 円	回 計	0 円
総 計	7,916,860 円	総 計	5,778,313 円

		項 目	金 額
支出のうち公費負担当額		選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
		ビラの作成	490,700 円
		ポスターの作成	715,000 円
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
		計	1,698,354 円

No.4

候補者氏名	三原朝利	候補者届出政党	出納責任者氏名	義久
第2回報告分	期間 令和6年11月8日から令和6年12月1日まで		報告書受理年月日	令和6年12月2日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋 (選挙事務所費 集会会場費 信通刷告具糧泊	費用 0円 71,220円 0円 71,220円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 3,765,681円
-------------------	------	-------	---	--

その他の寄附
その他の収入

今前回計	0円	回収	計	3,836,901円
前回計	7,916,860円	回収	計	5,778,313円
総計	7,916,860円	総計	計	9,615,214円

No.5

候補者氏名	山本直緒美	候補者届出政党	出納責任者氏名	藤本朋弘
第1回報告分	期間 令和6年10月8日から令和6年11月1日まで	参政党	報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋 (選挙事務所費 集会会場費 信通刷告具糧泊	費用 270,000円 257,160円 257,160円 0円 0円 279,730円 855,797円 1,430円 16,240円 0円 66,026円
-------------------	------	-------	---	--

その他の寄附
その他の収入

今前回計	1,746,383円	回収	計	1,746,383円
前回計	0円	回収	計	0円
総計	1,746,383円	総計	計	1,746,383円

No.6

候補者氏名	山本直緒美	候補者届出政党	出納責任者氏名	藤本朋弘
第2回報告分	期間 令和6年11月12日から令和6年12月9日まで	参政党	報告書受理年月日	令和6年12月18日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋 (選挙事務所費 集会会場費 信通刷告具糧泊	費用 0円 6,833円 6,833円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 6,833円
-------------------	------	-------	---	--

その他の寄附
その他の収入

今前回計	6,833円	回収	計	6,833円
前回計	1,746,383円	回収	計	1,746,383円
総計	1,753,216円	総計	計	1,753,216円

- 1

選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第10区）
- 2

公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,095,500 円
- 3

報告書の要旨

No.1

候補者氏名	一ノ瀬 小夜子	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	黒坂 佳男
第1回報告分	期間	令和6年10月1日から令和6年11月7日まで		報告書受理年月日	令和6年11月7日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出 件屋費 (選挙事務所費 集合会場費)	360,000 円
日本共産党門司・小倉地区委員会			60,000 円
古賀 邦俊	無職	通信費	60,000 円
明城 颯子	無職	印刷費	0 円
酒井 順子	無職	広告費	20,000 円
日本共産党福岡県委員会		文具費	717,750 円
		食糧費	164,200 円
		雑費	0 円
		泊費	0 円
		回計	0 円
		前計	0 円
		総計	0 円

その他の寄附
その他の収入

今回計	1,321,950 円	1,321,950 円
前回計	0 円	0 円
総計	1,321,950 円	1,321,950 円

No.2

候補者氏名	大石 仁人	候補者届出政党	大石 花菜
第1回報告分	期間	令和6年9月10日から令和6年11月11日まで	令和6年11月11日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出 件屋費 (選挙事務所費 集合会場費)	720,000 円
今林 龍三	獣医師		745,324 円
佐藤 洋子	無職		298,614 円
廣石 武彦	会社員	通信費	446,710 円
村田 規子	無職	印刷費	0 円
小林 康弘	会社役員	広告費	114,289 円
彌登 章	会社役員	文具費	1,510,062 円
中野 文治	会社役員	食糧費	1,589,026 円
森 秀樹	会社役員	泊費	10,057 円
小野 昭治	会社役員	雑費	73,998 円
緒方 大	会社役員	回計	0 円
宇野 卓也	医師	前計	21,054 円
伊東 清四郎	医師	総計	
伊東 鈴子	会社役員		
大野 厚子	無職		
大野 聖史	会社役員		
井上 香代	無職		
田村 こそえ	会社役員		
川口 祐輔	自営業		
山根 映子	会社役員		
綿貫 伊津子	会社役員		
西村 和美	会社員		
寺田 響	政治家		
大郷 勝三	医師		
本田 俊雄	無職		
古谷 司	会社役員		
堀口 隆司	医師		
藤平 顕大	会社員		
藤田 隆志	自営業		
菅 隆志	20件		
その他の寄附 その他の収入		今回計	4,783,810 円
		前回計	0 円
		総計	4,783,810 円

今回計	6,567,000 円	6,567,000 円
前回計	0 円	0 円
総計	6,567,000 円	6,567,000 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常集書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	715,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		0 円
計		1,698,354 円

No.3

候補者氏名	大石 仁人	候補者届出政党	大石 花菜
第2回報告分	期間 令和6年11月12日から令和6年11月27日まで		報告書受理年月日 令和6年11月27日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	費	0円
			屋敷家	事務所費	0円
				(集合会場費	0円)
			交通	費	3,202円
			印刷	費	0円
			広告	費	0円
			文具	費	0円
			食糧	費	0円
			雑	費	21,096円
その他の寄附					
その他の収入					
今計		0円	前回	計	24,298円
前計		6,567,000円	前回	計	4,783,810円
総計		6,567,000円	総	計	4,808,108円

No.4

候補者氏名	井 崇	候補者届出政党	立憲民主党	早見 はるみ
第1回報告分	期間 令和6年9月25日から令和6年11月5日まで			報告書受理年月日 令和6年11月11日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	費	1,245,125円
立憲民主党		5,000,000円	屋敷家	事務所費	501,580円
ティグレフオーラム	会社役員	50,000円		(集合会場費	451,580円)
渡辺 竜也		50,000円	交通	費	50,000円
電力総連政治活動委員会		30,000円	印刷	費	199,019円
福岡県宅建政治連盟北九州ブロック		50,000円	広告	費	174,700円
西方 彰浩	会社役員	50,000円	文具	費	2,112,714円
平野 博文	会社役員	100,000円	食糧	費	1,655,755円
中村 秀敏	医師	200,000円	雑	費	104,378円
その他の寄附	6件	70,000円			287,883円
その他の収入	1件	1,500,000円			0円
今計		7,100,000円	前回	計	595,978円
前計		0円	前回	計	6,877,132円
総計		7,100,000円	総	計	6,877,132円

項目	金額
選挙運動用通常業務の作成	278,250円
ビラの作成	490,000円
ポスターの作成	1,107,540円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
計	2,464,803円

No.5

候補者氏名	井 崇	候補者届出政党	立憲民主党	早見 はるみ
第2回報告分	期間 令和6年11月6日から令和6年11月14日まで			報告書受理年月日 令和6年11月15日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	費	0円
			屋敷家	事務所費	0円
				(集合会場費	0円)
			交通	費	0円
			印刷	費	0円
			広告	費	0円
			文具	費	0円
			食糧	費	0円
			雑	費	0円
その他の寄附					11,192円
その他の収入					
今計		0円	前回	計	11,192円
前計		7,100,000円	前回	計	6,877,132円
総計		7,100,000円	総	計	6,888,324円

№6

候補者氏名	城	井	崇	候補者届出政党	立憲民主党	出納責任者氏名	早見	はるみ
第3回報告分	期間	令和6年11月15日から令和6年12月4日まで				報告書受理年月日	令和6年12月6日	

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出
件屋費
(選挙事務所費
集合会場費)
信通費
刷告費
文具費
食糧費
休泊費

その他の寄附
その他の収入

今回	0円	前回	3,959円
合計	7,100,000円	合計	6,888,324円
総計	7,100,000円	総計	6,892,283円

№7

候補者氏名	福岡	本	井	候補者届出政党	日本維新の会	出納責任者氏名	福本	荒
第1回報告分	期間	令和6年10月10日から令和6年11月10日まで				報告書受理年月日	令和6年11月11日	

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

日本維新の会
日本維新の会衆議院福岡県第10選挙区支部
福本品
自営業

支出
件屋費
(選挙事務所費
集合会場費)
信通費
刷告費
文具費
食糧費
休泊費

その他の寄附
その他の収入

今回	1件	20,000円	前回	3,768,889円
合計	1件	528,877円	合計	0円
総計			総計	3,768,889円

№8

候補者氏名	吉村	悠	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	清弘	圭子
第1回報告分	期間	令和6年10月8日から令和6年11月8日まで			報告書受理年月日	令和6年11月11日	

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

福岡県宅建政治連盟
自民党福岡県第十選挙区支部
福岡県医師連盟
福岡県歯科医師連盟
福岡県薬剤師連盟
小倉薬剤師政治連盟
日本商工連盟北九州支部
全国中小企業政治協会
北九州トラック事業政治連盟
福岡県歯科医師連盟小倉支部
自民党福岡県支部連合会
福岡県トラック事業政治連盟
2件

支出
件屋費
(選挙事務所費
集合会場費)
信通費
刷告費
文具費
食糧費
休泊費

その他の寄附
その他の収入

今回	8,945,000円	前回	8,205,973円
合計	0円	合計	0円
総計	8,945,000円	総計	8,205,973円

支出のうち公費負担当額	項 目		金 額
	選挙運動用通常集書の作成		278,250 円
	ビラの作成		490,700 円
	ポスターの作成		597,649 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0 円
	計		1,750,842 円

No.9

候補者氏名	吉村悠	候補者届出政党	自由民主党	党	出納責任者氏名	清弘	圭子
第2回報告分	期間	令和6年11月9日から令和6年11月13日まで			報告書受理年月日	令和6年11月19日	
収入							
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件屋 (選挙事務所費 (集合会場費 信通刷告具機泊	費費 費費 費費 費費 費費 費費	0円 99,000円 99,000円 0円 0円 23,000円 800,951円 0円 0円 0円 231,300円 0円	0円 99,000円 99,000円 0円 0円 23,000円 800,951円 0円 0円 0円 231,300円 0円
その他の寄附							
その他の収入							
今回計		0円	今回	計			1,154,251円
前回計		8,945,000円	前回	計			8,205,973円
総計		8,945,000円	総	計			9,360,224円

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (福岡県第11区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨
- 22,833,500円

No.1

候補者氏名	志岐玲子	候補者届出政党	社会民主党	党	出納責任者氏名	小園	義一
第1回報告分	期間	令和6年5月1日から令和6年10月28日まで			報告書受理年月日	令和6年11月6日	
収入							
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	件屋 (選挙事務所費 (集合会場費 信通刷告具機泊	費費 費費 費費 費費 費費 費費	2,340,000円 312,000円 300,000円 12,000円 5,500円 13,723円 1,186,920円 919,861円 5,179円 95,195円 239,230円 17,499円	2,340,000円 312,000円 300,000円 12,000円 5,500円 13,723円 1,186,920円 919,861円 5,179円 95,195円 239,230円 17,499円
その他の寄附							
その他の収入							
今回計		4,100,000円	今回	計			5,135,107円
前回計		0円	前回	計			0円
総計		4,100,000円	総	計			5,135,107円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	210,000円
ビラの作成	455,000円
ポスターの作成	521,920円
選挙事務所の立れ及び看板の類の作成	165,000円
選挙運動用自動車等の立れ及び看板の類の作成	214,400円
個人演説会の立れ及び看板の類の作成	0円
計	1,566,320円

No.2

候補者氏名	武田良太	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	天野 統 郎
第 1 回 報 告 分	期 間	令和6年9月30日から令和6年11月11日まで			令和6年11月11日

収入					
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)			支出	
自由民主党福岡県第十一選挙区支部		(寄附額)		件屋	525,000 円
自由民主党福岡県支部連合会		5,000,000 円		(選挙事務所費	2,595,281 円
		200,000 円		(集会会場費	2,595,281 円
				費	0 円
				信通費	0 円
				刷費	13,041 円
				告費	1,967,502 円
				具費	1,933,386 円
				機費	406,257 円
				泊費	408,335 円
				費	62,900 円
その他の寄附		6,000,000 円		費	1,861,516 円
その他の収入	1件				
今 回 計		11,200,000 円		計	9,773,218 円
前 回 計		0 円		回	0 円
総 計		11,200,000 円		計	9,773,218 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通高英書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,198,552 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	計	2,556,515 円

No.3

候補者氏名	武田良太	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	天野 統 郎
第 2 回 報 告 分	期 間	令和6年11月12日から令和6年11月29日まで			令和6年12月4日

収入					
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		支出	
				件屋	0 円
				(選挙事務所費	442,534 円
				(集会会場費	277,534 円
				費	165,000 円
				信通費	204,396 円
				刷費	0 円
				告費	0 円
				具費	0 円
				機費	0 円
				泊費	0 円
				費	0 円
その他の寄附		0 円		計	646,930 円
その他の収入		11,200,000 円		回	9,773,218 円
今 回 計		11,200,000 円		計	10,420,148 円
前 回 計		11,200,000 円			
総 計		11,200,000 円			

No.4

候補者氏名	武田良太	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	天野 統 郎
第 3 回 報 告 分	期 間	令和6年11月30日から令和6年12月16日まで			令和6年12月18日

収入					
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		支出	
				件屋	0 円
				(選挙事務所費	3,480 円
				(集会会場費	3,480 円
				費	0 円
				信通費	0 円
				刷費	0 円
				告費	0 円
				具費	0 円
				機費	0 円
				泊費	0 円
				費	0 円
その他の寄附		0 円		計	3,480 円
その他の収入		11,200,000 円		回	10,420,148 円
今 回 計		11,200,000 円		計	10,423,628 円
前 回 計					
総 計					

福岡県選挙管理委員会告示第36号

令和6年12月1日執行の福岡県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和7年4月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

施設名	変更内容	変更後	変更前
ケアハウス怡土	所在地	福岡市西区北原 2－15－10	福岡市西区大字徳永 10655－1
出会いの里病院	施設名	出会いの里病院	河野病院
	所在地	糟屋郡篠栗町庄 4－9－16	糟屋郡篠栗町大字尾仲 139
福岡県済生会八幡総合病院	所在地	北九州市八幡西区大字則松 275	北九州市八幡東区春の町 5－9－27

監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「県が保有する個人情報の取扱いを伴う行政サービス事務の業務委託について」を総務部税務課等20機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

令和6年度

行政監査結果報告書

(県が保有する個人情報取扱いを伴う行政サービス事務の業務委託について)

福岡県監査委員

目次

第1	監査概要	1
1	行政監査のテーマ	1
2	テーマ選定の理由	1
3	監査対象とする機関	2
4	監査対象とする業務委託	2
5	監査の着眼点	3
6	監査の実施期間	4
7	監査の実施方法	4
第2	監査の結果及び意見	4
1	適切な委託契約書の作成について	4
2	県による委託先等に対する監督について	5
(1)	契約の履行当初の確認について	6
(2)	契約の履行途中の監督について	8
(3)	契約の履行完了後の検査について	11
(4)	再委託先の監督について	11
3	緊急時における県と委託先の連絡体制の整備について	15
4	総括意見	18

【参考資料】

- 制度所管課の通知
- ・ 令和5年10月10日5財活第1162号「委託契約事務及び委託先に対する監督等の適正な実施について（通知）」
- ・ 令和5年10月10日5広第824号「保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について（通知）」
- ・ 令和5年12月26日5広第1237号「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストの一部改正について（通知）」
- ・ 令和6年3月1日5財活第2311号「再委託の書面による承認手続きについて（通知）」
- 保有個人情報取扱特記事項
- 委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト

第1 監査概要

1 行政監査のテーマ

県が保有する個人情報取扱いを伴う行政サービス事務の業務委託について

2 テーマ選定の理由

県は所管する事務に関する法令等に基づき、県民の個人情報多数保有しているが、DX化の進展に伴い、情報の大量流出など、県が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えいリスクがこれまでに大きく増大している。

保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）等の関係法令等に基づき、適切に管理しなければならない。

しかしながら、令和5年度には、県の業務委託先への監督や履行確認が不十分であったことから、保有個人情報の漏えい・紛失事案（※）が相次いで発生した。このため、県では、制度所管課が保有個人情報を取り扱う業務の委託に関する手続及び講ずべき安全管理措置等を周知する通知（以下「制度所管課の通知」という。）を發出し、改めて適切な保有個人情報の管理の徹底を図ったところである。（制度所管課の通知は19～25ページのとおり）

今回、令和5年度及び6年度に、県が契約した保有個人情報の取扱いを伴う業務委託を対象として、これらの通知の趣旨が十分に理解され、業務委託事務に反映されているかを確認し、保有個人情報の管理にあたって実効性が確保されているか監査することとした。

※ 令和5年度に発生した保有個人情報の漏えい・紛失事案

- ・ コールセンター業務を受託した業者が保有する「情報システム」の保守点検を請け負っていた業者の元従業員が、保有個人情報13万件余を不正に持ち出し、漏えいさせた。
- ・ 医療機関ごとに県職員の人間ドックの受診データを作成する業務を受託した業者が、一つの医療機関へ送信するデータに、誤って他の医療機関を受診する職員の情報（約5千人分）を含めていた。納品を受けた県は、データ内容を十分に確認せず、当該データをそのまま医療機関に送信した。
- ・ 県民のパスポートの発給申請業務を受託した業者が、申請手続に係る書類（保有個人情報10名分を含む。）を紛失した。

3 監査対象とする機関

保有個人情報を取り扱う業務を委託する全ての機関のうち

- ① 過去3年間に業務委託における個人情報漏えい・紛失事案が発生した機関（4機関）
 - ② 医療、福祉、就業支援、運転免許といった県民の個人情報の直接取り扱う業務を委託している機関(16機関)
- に該当する20機関を監査対象とした。

4 監査対象とする業務委託

監査対象とする20機関が令和5年度及び6年度に契約した保有個人情報を取り扱う業務委託190件を監査対象とした。

ただし、令和5年度については、監査の着眼点によって、制度所管課の通知が発出された令和5年10月10日以降に契約した業務委託のみを監査対象としたものがある。

また、令和6年度については、履行が完了していない業務委託は監査日時点の事務処理までを監査対象とした。

種別	機関（所属）名	委託先が取り扱う保有個人情報
①	総務部	納税者の氏名、住所、納税額等
	総務事務厚生課	職員の健康診断受診情報等
	企画・地域振興部	パスポートセンター
	保健医療介護部	がん感染症疾病対策課
	企画・地域振興部	行財政支援課
②	保健医療介護部	健康増進課
		医療指導課
		精神保健福祉センター
		こども未来課
		子育て支援課
	福祉労働部	こども福祉課
		保護・援護課
		労働政策課
		就業支援課
		障がい者更生相談所
	商工部	こども療育センター新光園
		工業保安課
		食の安全・地産地消課
		農林水産部

建築都市部	県営住宅課	県営住宅居住者の家賃等振替口座、延滞金徴収に係る情報等
警察本部	運転免許試験課	運転免許更新申請者及び高齢者講習等参加者の住所、氏名等

5 監査の着眼点

(1) 適切な委託契約書の作成について

- ・ 保有個人情報保護について委託契約書に記載すべき事項が漏れなく記載されているか。

(令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

(2) 県による委託先等に対する監督について

① 契約の履行当初の確認について

- ・ 保有個人情報取扱特記事項の内容及び安全管理措置を講じる義務について、適切に委託先に周知しているか。
- ・ 保有個人情報取扱特記事項について、制度所管課の通知発出後の最新のものを使用しているか。

(令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

- ・ 契約締結後速やかに「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」による自己点検結果を提出させ、委託先における保有個人情報の管理体制及び事業の実施体制について確認しているか

- ・ チェックリストについて、制度所管課の通知発出後の最新のものを使用しているか。

(令和5年12月26日以降に契約した業務委託が対象)

② 契約の履行途中の監督について

- ・ 委託先が情報システムにより保有個人情報を取り扱う場合に、関係者以外の者がアクセスできないよう対策を講じていることを確認しているか。
- ・ 委託先が特定個人情報(※1)、要配慮個人情報(※2)又は1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合や提出されたチェックリストに疑義がある場合は、委託先における保有個人情報の管理体制について実地調査しているか。

※1 特定個人情報：個人番号（マイナンバー）を含む個人情報

※2 要配慮個人情報：人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴 等

(令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

③ 契約の履行完了後の検査について

- ・ 委託契約書、仕様書その他の関係書類に基づき、保有個人情報の漏えいにつながるような誤りがないかを含め、不備がないように確実に検査しているか。
- ・ 委託先から提出された書類、写真等の書面検査のほか、必要に応じて聞き取り又は現地確認を行っているか。

④ 再委託先の監督について

- ・ 委託先が再委託を行う場合、再委託の合理的理由、業務範囲、再委託先が適切な業務遂行能力を有していること等を記載した書面を提出させた上で慎重に審査し、承認しているか。
- ・ 業務の履行にあたり、再委託先でも委託先と同様に保有個人情報の安全管理措置が講じられているかを最新のチェックリスト、実地調査により確認しているか。

(チェックリストについては、令和5年12月26日以降に契約した業務委託が対象)

(実地調査については、令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

(3) 緊急時における県と委託先の連絡体制の整備について

- ・ 事故が発生した場合等に休日夜間を問わず常時連絡が取れるよう、県と委託先の双方で相手方の携帯電話番号を確認するなど、緊急連絡体制が実効性のあるものとなっているか。

6 監査の実施期間

令和6年10月4日（金）～令和6年11月26日（火）

7 監査の実施方法

4の表に掲載している20機関に対し、あらかじめ委託先の監督状況及び履行確認の状況等を記載した監査調書及び委託契約書等の提出を求めた上で、現地に赴き、関係書類の現物確認及び関係者からのヒアリングを行った。

第2 監査の結果及び意見

1 適切な委託契約書の作成について

制度所管課の通知では、委託契約書の作成にあたり、保有個人情報の適切な管理の観点から、

- ・ 県は、業務の実施状況等について委託先の事業所等を実地に調査し、報告を求めることができること
- ・ 保有個人情報の保護及び責任の所在を明確化するため、委託先が行う再委託については、県が委託先から提出された書面による承認手続を行うこと
- ・ 契約不適合の場合には、県から委託先に対し履行の追完と代金減額請求等ができること
- ・ 委託先が県との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるときには、県の催告によらない解除ができること
を委託契約書に記載することとされている。

このため、監査対象業務委託について、制度所管課の通知に沿って委託契約書に記載すべき事項を漏れなく記載し、適切な委託契約書を作成しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託のうち、令和5年10月10日以降に契約した業務委託においては、制度所管課の通知内容を適切に反映した委託契約書を作成すべきところ、記載すべき事項の漏れや通知発出前の古い条文が使われているものなど不備があるものが令和5年度は1件、6年度は46件あった。

表1 委託契約書の作成状況

	監査対象 業務委託数	不備なし	長期継続契約 のため見直し していない	不備がある	不備がある 委託契約書の 割合
令和5年度	3	2	0	1	33.3%
令和6年度	89	36	7	46	51.7%

※令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの

【意見1】

県は、保有個人情報の取扱業務を委託する場合、最新の関係規程及び制度所管課の通知を確認し、適切な委託契約書を作成する必要がある。

しかしながら、今回監査を行った令和6年度の業務委託において、5割を超える委託契約書で記載すべき事項の漏れや制度改正前の古い条文を使用しているなどの不備が見られた。

このことは、担当者が、委託契約書を作成する際に制度所管課の通知を十分に確認せず、古い委託契約書をひな型として使用し、上司による確認も適切に行われていなかったことが原因と考えられる。

所属長は、契約事務の重要性及び制度所管課の通知を自らが十分に理解し、職員に対し周知する必要がある。また、委託契約書を作成する際は、必要事項が漏れなく記載され最新の内容になっているか、複数の職員による確認を徹底するよう指導し、適切な委託契約書の作成に努められたい。

2 県による委託先等に対する監督について

保有個人情報の取扱業務を委託する場合、個人情報保護法に基づき、委託先においても県と同等の安全管理措置が講じられるよう、県は委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられている。

このため、監査対象機関が、契約の履行当初、履行途中、履行完了時に、委託先に対する監督を適切に行っているかについて調査した。

(1) 契約の履行当初の確認について

- ア 委託先に対する安全管理措置を講じる義務の周知について
- 制度所管課の通知では、保有個人情報の取扱業務を委託する場合、県から委託先に対し、
- ・ 入札又は見積書を徴するときまでに、委託先が保有個人情報の適切な取扱いに遵守すべき事項（委託契約書の附属書類である「保有個人情報取扱特記事項」）があること及び保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務があることを周知すること
 - ・ 委託先が契約業務を開始する前に、チェックリスト及び個人情報保護マニュアルを手交して講ずべき安全管理措置の具体的内容を説明することと従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。
- また、制度所管課の通知では保有個人情報取扱特記事項が一部改正されていることから、以後の契約にあたっては最新のものをを用いることとされている。このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って委託先への周知及び説明を確実に行っているか、最新の保有個人情報取扱特記事項を使用しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った全ての業務委託において、契約前に保有個人情報取扱特記事項を委託契約書案に添付し、委託先が保有個人情報の取扱いに関して遵守すべき事項及び保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務を周知していた。

また、契約締結時に委託先へチェックリストを手交し、安全管理措置の具体的な内容を説明していた。

一方、令和5年度の3件のうち1件、令和6年度の89件のうち14件については、最新の保有個人情報取扱特記事項を使用していなかった。

表2 最新の保有個人情報取扱特記事項使用状況

	監査対象 業務委託数	最新のものを 使用	長期継続 契約のため 未使用	最新のもの 未使用	最新のもの 未使用率
令和5年度	3	2	0	1	33.3%
令和6年度	89	68	7	14	15.7%

※令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの

イ チェックリストによる自己点検結果の確認について

制度所管課の通知では、

- ・ 保有個人情報を取り扱う委託先から県に対して、契約締結後速やかにチェックリストによる自己点検結果を提出させ、その内容を確認すること

と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

また、チェックリストの様式が一部改正されていることから、以後の契約に当たっては最新のものをを用いることとされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って委託先から確実にチェックリストを提出させた上で、その内容を確認しているか、最新のチェックリストを使用しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託において、委託先からチェックリストを提出させておらず、県による内容の確認が行われていなかったものが、令和5年度は12件あったが、制度所管課の通知の結果、令和6年度は2件に減少していた。

一方、令和6年度にチェックリストによる確認を実施した87件のうち13件は、最新のチェックリストを使用していなかった。

表3 チェックリストによる委託先の自己点検の実施状況

監査対象 業務委託数	実施済	未実施	未実施率
令和5年度	101	12	11.9%
令和6年度	89	2	2.2%

表4 最新のチェックリスト使用状況

	件数	最新のものを 使用	最新のもの 未使用	最新のもの 未使用率
令和5年度	1	1	0	0.0%
令和6年度	87	74	13	14.9%

※令和5年度の監査対象は令和5年12月26日以降に契約したもの

【意見2】

県は、保有個人情報の取扱業務を委託する場合、委託先に対して契約前に安全管理措置を講じる義務があることを説明し、契約後は速やかにチェックリストによる自己点検の結果を提出させ内容を確認する必要がある。

今回監査を行った全ての業務委託において、県は、委託先に対し契約前の説明を行っており、チェックリストによる委託先の自己点検についても、制度所管課の通知の結果、令和6年度では一部の所属を除き概ね適切に実施されていた。

一方で、委託先に渡す保有個人情報取扱特記事項及びチェックリストについて制度改正前の古い様式を使用しているものが見られた。

このことは、担当者が、制度所管課の通知を十分に確認せず、古い保有個人情報取扱特記事項及びチェックリストをひな型として使用し、上司による確認も適切に行われていなかったものと考えられる。

所属長は、保有個人情報の安全管理の最終責任者は県であるという強い自覚を持ち、職員に対してその重要性を理解させ、最新の保有個人情報取扱特記事項及びチェックリストを使用するといった基本的な事務処理を徹底するよう指導されたい。

(2) 契約の履行途中の監督について

ア 委託先の情報システムにおける対策の確認について

令和5年度に、保有個人情報を取り扱う業務委託において、委託先の「情報システム」の保守点検を請け負っていた業者の元従業員が、保有個人情報を不正に持ち出し、漏えいさせるという事案が発生した。

これを受け、制度所管課の通知では、

- ・ 委託先に提出させるチェックリストに新たに「情報システムにおける安全確保の措置」の点検項目を追加すること
- ・ 委託先において業務委託に従事する職員以外の者で情報システムに保存されている保有個人情報へアクセス可能な者がいないかについて確認すること

- ・ 委託先が保有個人情報を外部に持ち出すことができないよう対策を講じているかについて確認すること

とされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って委託先の情報システムにおける安全確保の措置を適切に確認しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った令和5年10月10日以降に契約した業務委託のうち、委託先が情報システムを使用して保有個人情報を取り扱っている全ての業務委託において、県は委託先の情報システムにおける安全確保の措置が講じられていることをチェックリスト等により確認していた。

一方、担当者にヒアリングしたところ、安全確保の措置について、具体的にどのようなアクセス制限の方法が用いられているのかなど踏み込んで確認せず、委託先が対策を講じていると回答したことをもって了承した所属があった。

【意見3】

県は、委託先が情報システムを使用して保有個人情報を取り扱う場合、関係者以外の者が情報システムにアクセスできないよう、委託先に万全の安全確保措置を講じさせる必要がある。

情報システムを使用して保有個人情報を取り扱う業務の委託については、今回監査を行った全てにおいて、県は、委託先の情報システムにおける安全確保の措置が講じられていることを確認していた。

しかしながら、一部の所属では、具体的にどのようなアクセス制限の方法が用いられているのかなど踏み込んだヒアリングを実施しておらず、安全確保の措置の確認が不十分であった。

このことは、一部の所属では、情報システムの不正アクセスが大規模な保有個人情報の流出につながりかねない重大なものであることを十分に理解していなかったことが原因と考えられる。

所属長は、不正アクセス防止の重要性を強く自覚し、委託先による安全確保の措置を具体的に確認したうえで、必要に応じた追加の対策を求めるなど委託先に対する指導を徹底されたい。

イ 委託先の保有個人情報管理体制の実地調査について

令和5年度に委託先で発生した保有個人情報の漏えい・紛失事案を受け、委託先の監督を強化するため、制度所管課の通知では、

- ・ 特定個人情報を取り扱う場合
- ・ 要配慮個人情報等を取り扱う場合
- ・ 1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合
- ・ 委託先から提出されたチェックリストに疑義がある場合

は、原則として委託先において適切な安全管理措置が講じられているかについて、実地調査による確認を行うこととされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って適切に委託先の実地調査を行い、保有個人情報の管理体制及び実施体制を確認しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った令和5年10月10日以降に契約した業務委託のうち、通知に沿って実地調査を行うべきところ、明確な理由なく実地調査を行っていないものが、令和5年度は2件、令和6年度は26件あった。

表5 委託先への県の実地調査状況

	件数	実施済	未実施	内 訳		未実施率 (理由なし)
				理由あり	理由なし	
令和5年度	3	1	2	0	2	66.7%
令和6年度	83	30	53	27	26	31.3%

※令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの

○所属が挙げた未実施の理由

- ・ 受託者が県の庁舎内で業務を行っている。
- ・ 委託先が外部者の入室を制限している。
- ・ 委託先の所在地が県外である。

【意見4】

県は、委託先が特定個人情報、要配慮個人情報又は1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合や提出されたチェックリストに疑義がある場合、原則として実地調査を行う必要があるとしている。このように、どのような場合に実地調査を行う必要があるかを具体的に規定している県は少なく、これは全国的に見て先進的な取組である。

また、制度所管課によると、仮に実地調査が行えない事情がある場合でも、それに代わる十分な対応をとる必要があるとしている。

しかしながら、今回監査を行ったもののうち、原則として実地調査を行う必要がある業務委託において、令和6年度の3割を超える業務委託で、明確な理由なく実地調査を行っていないかった。

このことは、各所属が、実地調査の意義及び重要性を十分に理解していなかったというだけでなく、制度所管課が、各所属に対し、例外として実地調査を行わない場合であっても、実地調査の代替となりうる方法により委託先において安全管理措置が適切に講じられているかを確認することは必要であること、また、実地調査の代替として、所属がどのような対応をとるべきかを明確に示していないことが一因であると考えられる。

なお、実地調査を行っていないかった理由として、「受託者が県の庁舎内で業務を行っている」、「委託先が外部者の入室を制限している」が挙げられているが、実地調査に替わる方法として安全管理措置が講じられることを担保するためには、「庁舎内で事務を行っている現場に赴く」、「外部者の入室制限が実際にどのようなように運営されているか確認する」といった対応が必要である。また、「委託先の所在地が県外である」という理由だけでは、必ずしも実地調査を行わない理由にはならない。

所属長は、制度所管課の通知に沿って、委託先が特定個人情報を取り扱う場合などは原則実地調査を行うこととし、委託先における安全管理措置が適切に講じられるよう監督の徹底に努められたい。

制度所管課である県民情報広報課は、各所属に対し、特定個人情報等を取り扱う業務委託に関しては、原則実地調査を行うよう通知していることとの意義及び重要性について改めて周知するとともに、各所属における実地調査の実態の把握に努め、実地調査が行えない事情が生じた場合の対応策を具体的に示すなど、各所属に対する指導を強化されたい。

(3) 契約の履行完了後の検査について

令和5年度には、委託先から納品されたデータに対して、県が十分な確認を行わなかったことから保有個人情報情報が漏えいするという事案が発生した。

これを受け、制度所管課の通知では、

- ・ 検査にあたっては、検査する項目・方法・内容等を事前に準備し、提出書類、写真等の書面によるほか、必要に応じて聞き取り又は現地確認を行うなど、厳正に検査すること

と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って履行完了後の検査を適切に行っているかについて調査した。

【調査の結果】

監査時点で検査を終了していないものを除いては、今回監査を行った業務委託において、適切に検査が行われていた。

(4) 再委託先の監督について

ア 再委託の書面による承認手続について

制度所管課の通知では、

- ・ 保有個人情報の保護及び責任の所在を明確化する観点等から、再委託は原則禁止すること
- ・ やむを得ず再委託する場合でも、事前に書面により県の承認を得る必要があること

と従前からの取扱いについて改めて明文化されている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って再委託の書面による承認手続を適切に行っているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託において、書面による承認手続を行っていない再委託が、令和5年度は5件、令和6年度は1件あった。

表6 再委託承認状況

	件数	書面による承認有	書面による承認無	書面による未承認率
令和5年度	39	34	5	12.8%
令和6年度	32	31	1	3.1%

【意見5】

再委託は原則禁止されているものであり、やむを得ず再委託をしなければならぬ場合でも、県は、委託先から再委託の必要性等が記された書面の提出を受けた上で、承認するかどうかを慎重に判断する必要がある。

しかしながら、今回監査を行った業務委託のうち、再委託の承認手続を書面で行っていない所属があった。

このことは、当該所属が、再委託は原則禁止されており、書面による再委託の承認が不可欠であるとの認識に欠けていたことが原因と考えられる。

所属長は、やむを得ず再委託する場合でも、書面による再委託の承認手続を行うよう徹底されたい。

制度所管課である財産活用課は、各所属に対し、書面による再委託の承認手続の意義と重要性について周知徹底されたい。

イ 再委託先に対する履行当初の確認について

(7) 再委託先に対する安全管理措置を講じる義務の周知について

制度所管課の通知では、

- ・ 再委託先が保有個人情報を取り扱う場合についても、保有個人情報の安全管理のため、再委託先は委託先と同等の安全管理措置を講じる義務

があることを委託先から周知しなければならない

と従前から周知がなされている。

このため、監査対象機関が、委託先の再委託先に対する安全管理措置を講じる義務の周知状況を委託先に確認しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った保有個人情報を取り扱う再委託先への業務委託の全てにおいて、委託先が再委託先に対し、安全管理措置を講じる義務があることを周知した旨を確認していた。

しかしながら、県が、その具体的な周知方法について把握していないものが令和5年度は4件、令和6年度は3件あった。

表7 再委託先への安全管理措置を講じる義務の周知方法の把握状況

	件数	周知方法 把握済	周知方法 未把握	未把握率
令和5年度	34	30	4	11.8%
令和6年度	30	27	3	10.0%

(イ) 再委託先におけるチェックリストによる自己点検結果の確認について

制度所管課の通知では、

- ・ 再委託先が保有個人情報を取り扱う場合についても、県が、再委託先において保有個人情報の安全管理措置が講じられていることを確認する必要があるため、委託先は再委託先からチェックリストの提出を受けた上で県に提出しなければならない。

と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

また、チェックリストが一部改正されていることから、以後の契約にあたっては最新のものをを用いることとされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って再委託先から委託先へ提出されたチェックリストを県に提出させ、その内容を確認しているか、最新のチェックリストを使用しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回調査を行った業務委託において、県が、委託先を通して再委託先のチェックリストを提出させなければならないということを認識しておらず、再委託先のチェックリストを提出させていなかったものが、令和5年度は21件、令和6年度は16件あった。

一方、令和6年度にチェックリストが提出された14件のうち3件については、最新のチェックリストを使用していなかった。

表8 保有個人情報を取り扱う再委託先から県へのチェックリスト提出状況

	件数	提出済	未提出	未提出率
令和5年度	34	13	21	61.8%
令和6年度	30	14	16	53.3%

表9 再委託先の最新のチェックリスト使用状況

	件数	最新のものを 使用	最新のものを 未使用	最新のものを 未使用率
令和5年度				
令和6年度	14	11	3	21.4%

※令和5年度の監査対象は令和5年12月26日以降に契約したもの(再委託該当なし)

【意見6】

県は、再委託先が保有個人情報を取り扱う場合、委託先に対し、再委託先も委託先と同等の安全管理措置を講じる義務があることを周知させるとともに、再委託先が自己点検したチェックリストを提出させる必要がある。

しかしながら、今回監査を行なった再委託を承認している業務委託において、委託先が再委託先に対してどのように安全管理措置を講じる義務について周知したのか、具体的な方法を把握していないものがあった。

また、県は、令和5年度及び6年度いずれにおいても、5割を超える再委託で、再委託先のチェックリストを提出させていなかった。

このことは、各所属が再委託先に対する県の監督責任について十分に理解していなかったことが原因と考えられる。

所属長は、保有個人情報の安全管理の最終責任者は県であるという強い自覚を持ち、委託先の再委託先に対する監督状況を把握するとともに、再委託先に対してもチェックリストに基づく点検を確実に実施させるよう徹底されたい。

制度所管課である県民情報広報課は、各所属に対し、委託先による再委託先の監督とチェックリストによる確認の徹底を指導されたい。

ウ 再委託先に対する履行途中の監督について

制度所管課は、保有個人情報の適切な管理を行うため、例年個人情報保護担当者研修を実施し、

- ・ 県は委託先が再委託先に対して保有個人情報の安全管理措置を講じさせていることを確認すること

- ・ 特定個人情報や要配慮個人情報等の秘匿性が高い保有個人情報を取り扱う業務を行っている再委託先に対しては、原則として県自らが実地調査を実施すること

と指導している。

このため、監査対象機関が、再委託先への実地調査を適切に行っているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った令和5年10月10日以降に契約した業務委託のうち、秘匿性が高い保有個人情報を取り扱う業務を行っている再委託先に対して、明確な理由なく県が実地調査を行っていないものが、令和5年度は1件、令和6年度は11件あった。

表 10 秘匿性が高い保有個人情報を取り扱う再委託先への県の実地調査状況

	件数	実施済	未実施	内 訳		未実施率 (理由なし)
				理由あり	理由なし	
令和5年度	1	0	1	0	1	100%
令和6年度	26	5	21	10	11	42.3%

※令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの

○所属が挙げた未実施の理由

- ・ 受託者が県の庁舎内で業務を行っている。
- ・ 委託先が外部者の入室を制限している。
- ・ 委託先の所在地が県外である。

【意見7】

県は、再委託先が秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う業務を行う場合、原則として自らが実地調査を行い適切な監督を行う必要がある。

しかしながら、今回調査を行った秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う再委託のうち、令和6年度の4割を超える業務委託において明確な理由なく実地調査を行っていないかった。

このことは、所属長が、保有個人情報の安全管理の最終責任者は県であり、県が再委託先の情報管理が万全であるか、十分に把握する必要があると認識していなかったことが原因と考えられる。

所属長は、秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う再委託の承認については、原則、県が実地調査を行う必要があることを前提として慎重に検討するとともに、再委託を承認した場合は、責任を持って監督を行うよう徹底されたい。

制度所管課である県民情報広報課は、各所属に対し、秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う再委託先に対しては、実地調査を基本とし、県自らが再委託先の安全管理措置の確認を行うよう指導を徹底されたい。

3 緊急時における県と委託先の連絡体制の整備について

県は、委託先において保有個人情報漏えい事案等の事故が発生した場合、速やかに委託先との間で連絡を取り、被害の最小化を図ることが求められることから、制度所管課の通知では、

- ・ 委託先で漏えいが発生した場合、県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること
- と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。
- また、委託先は、事故発生時に備え、委託先責任者の連絡先及び委託先から県への連絡体制をチェックリストにより報告することとされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って県と委託先との間で事故発生時の連絡体制を整備しているかについて調査した。

また、制度所管課の通知では、県と委託先との間に休日夜間を問わず常時連絡が取れる体制を整備することを義務付けていないが、このことについても併せて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託において、令和5年度は101件中89件、令和6年度は89件中87件において、制度所管課の通知に沿って、チェックリストにより委託先責任者の連絡先及び委託先から県への連絡体制が報告されていた。

そのうち、県と委託先との間で常時連絡を取り合えるよう携帯電話番号等の連絡先の交換を行っている、又は職員が交替制で在庁しているため休日夜間を問わず常時連絡がとれるものは、令和5年度は45件、令和6年度は40件であった。

一方、常時連絡が取りあえることとなっていないものが、令和5年度は56件、令和6年度は49件あった。

表 11 制度所管課の通知に基づく県と委託先間の連絡体制の整備状況

	監査対象 業務委託数	整備済	未整備	未整備率
令和5年度	101	89	12	11.9%
令和6年度	89	87	2	2.2%

表 12 県と委託先間の休日夜間を問わず常時連絡が取れる体制の整備状況

	監査対象 業務委託数	県と委託先間の 常時連絡体制 あり	県と委託先間の 常時連絡体制 なし	県と委託先間の 常時連絡体制 未整備率
令和5年度	101	45	56	55.4%
令和6年度	89	40	49	55.1%

【意見8】

保有個人情報漏えい等の事故が発生した場合、的確な初期対応が重要であり、県と委託先との間で緊急連絡体制を整備することは、迅速に事故対応を行い、被害を最小限にとどめる観点から必要不可欠なものである。

今回監査を行った業務委託において、令和6年度においてはほとんどの業務委託で「委託先責任者の連絡先」、「委託先から県への連絡体制が確立されていること」がチェックリストに記載されており、制度所管課が求める事故発生時の連絡体制は一定整備されていた。

しかしながら、県と委託先の間で休日夜間を問わず常時連絡が取れる体制が整備されている業務委託は全体の半数弱であった。

制度所管課である県民情報広報課が、「委託先で漏えい等が発生した場合、県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること」と通知している趣旨及び漏えい事故は時間や曜日に関係なく予測を超えて発生しうるものであることを踏まえ、保有個人情報を取り扱う業務委託に係る県と委託先の間の連絡体制については、休日夜間を問わず常時連絡が取れる体制を整備することを基本とすべきである。

制度所管課である県民情報広報課は、所属長に対し、保有個人情報を取り扱う業務を委託する場合、休日夜間を問わず双方で常に連絡を取り合える体制を整備するよう明確に通知するなど、さらに実効性のある緊急連絡体制の整備に努められたい。

4 総括意見

県が保有する個人情報の漏えいは、たとえ委託先の過失によって引き起こされたものであっても、ひとたび発生すれば県民の権利利益を大きく損ない、県と県職員全体の信用を大きく失墜させるものである。また、個人情報漏えいの被害を食い止めるために膨大な労力を必要とするなど県の行政執行上も多大な損失が発生する。

業務委託に係る保有個人情報漏えい事案が発生するたびに、制度所管課である県民情報広報課及び財産活用課が必要な対策を講じ、各所属へ通知を行うとともに、研修にもその内容を反映させている。また、制度所管課が開催している研修では、勤務の実情に応じて柔軟な受講が可能となるようリモートラーニングシステムを活用し、さらに欠席した受講対象者には、再三受講を促す働きかけを行っているところである。

しかしながら、これらの努力にもかかわらず、今回監査を行った190件の業務委託のうち、令和5年10月10日の制度所管課の通知以降に契約した令和5年度の業務委託3件、6年度の業務委託89件に限っても、保有個人情報の適切な管理の観点から改善を要するものは80件に上っている。

今回の監査で明らかになった不備については、各所属で所属長のもと組織として改善に取り組むべきことではあるが、各所属において通知及び研修が有効に活かされ、実際の事務処理に反映されるよう、制度所管課でも改めて取り組んでいく必要がある。

制度所管課においては、今回の調査結果を真摯に受け止め、通知に沿った対応が行われていない原因を分析し、対策を講じていくことが求められる。まずは、各所属において通知がどのように周知され、実際の事務処理に反映されているかを定期的に確認・報告させ、その結果を踏まえた適切な指導を行うなど通知の実効性を確保するための方策を検討されたい。

また、制度所管課である県民情報広報課では、「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」第23条に基づき、知事部局における保有個人情報の管理状況について定期及び随時に監査を行っている。当該監査についても、今回の調査結果を踏まえ、特に不備が多かった項目について監査項目に反映するなど、その充実に努めることが求められる。

制度所管課がこれまで述べてきた取組を行うことで、各所属も保有個人情報管理の重要性を理解し、業務委託においてより適正な保有個人情報の取扱いが実現するものと考ええる。その意味で、制度所管課が果たすべき役割は非常に大きい。

県においては、今回の監査結果及び意見を参考とされ、適正な保有個人情報の管理が行われることを期待して、監査委員の意見とする。

【参考資料】

公印省略

5財活第1162号
令和5年10月10日

本庁各部各課(室)長
警察本部部長
教育部長
各委員会(委員)事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

総務部長
(人事課内部統制室)
(財産活用課)
(県民情報広報課)

委託契約事務及び委託先に対する監督等の適正な実施について(通知)

契約事務は、県行政の推進において全ての所属に共通する重要な業務であり、日頃から法令・規則等の規程に則り、適正な事務処理を実施する必要があります。

しかしながら、今般、個人情報を取り扱う委託契約において、委託先でのデータの作成手順の誤りや納品前のチェック漏れにより、個人情報を含む誤ったデータが本県に納品され、本県においても、業務分担上、委託先で点検されたデータと関係機関へメール送信するだけの認識から、データの検査が不十分なまま、関係機関にデータを送信したため、個人情報報が漏えいする事案が発生しました。

当該事案を含め、委託先に対する個人情報報の取扱状況の点検や成果品の検査等が不十分であるものや、委託契約書に記載すべき契約不適合責任の条項(契約不適合の場合に履行の追完と代金減額請求等が可能)に不備があるものなど、委託契約に係る事務が適正に行われていない事案が見受けられます。

委託契約においては、県の責任において適切に監督及び成果品の検査を行わなければならないことを改めて認識する必要があります。

つきましては、下記のとおり、契約期間中の委託契約書を点検するとともに、委託先に対する監督の強化等に取り組んでいただくようお願いします。

記

1 契約期間中の委託契約書の点検について

(1) 契約書に記載する事項の点検(財務規則第166条関連)

① 財務規則第166条第1項に、契約書に記載しなければならない事項を掲げているので、記載漏れがないか確認すること。(別添1参照)

なお、同条同項ただし書きの「契約書に記載する必要のないもの」とは、紛争等の問題が全くおこりえない場合に限定されるもので、極めて例外的な取扱いであることに留意すること。

② 契約書に記載漏れがあり、債務不履行(契約不適合)が発生すれば県に大きな損害が生じるなどの懸念がある場合は、速やかに変更契約を締結すること。

(2) 契約不適合責任条項の点検

契約不適合とは、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合をいい、一般の債務不履行による契約解除と損害賠償請求のほか、履行の追完と代金減額請求が可能である。

業務委託契約書(参考様式)第15条(契約不適合責任)を参照し、契約不適合の場合に、県はこれらの対応が可能となっているか確認すること。

- 2 委託先への監督の強化について
(1) 履行途中の監督の強化（財務規則第176条関連）
- ① 契約の性質又は目的によって履行完了の確認時の検査だけでは十分でないものについては、監督員が履行途中に立会い、工程の管理等を行い、必要な指示をして適正な履行を図ること。
 - ② 財務会計事務研修の参考資料として作成している業務委託契約書（参考様式）を改正したので参照し、必要に応じて反映すること。（別添2参照）
(主な改正内容)
 - ・ 監督に関する事項について規定（第10条関係）
 - ③ 会計事務チェックシート（12節 委託料）を改正したので、これを活用し、適正な履行を図ること。（別添3参照）
(主な改正内容)
 - ・ 履行途中の監督の留意点を追加
 - ④ 個人情報の漏えい等が生じないよう、委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、個人情報の取扱状況に関する報告書の徴取又は実地調査により、必ず確認すること。
なお、特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、徴取した報告書に疑義がある場合などは、原則として実地調査による確認を行うこと。
- (2) 検査及び履行完了の確認の厳正な実施（財務規則第177条関連、財務規則第180条関連）
- ① 履行完了の確認時及び履行途中における成果納品等の検査においては、検査員は契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき、不備がないよう確実に検査すること。
 - ② 検査にあたっては、検査する項目・方法・内容等を事前に準備し、提出書類や写真等の書面によるほか、必要に応じて聞き取りや現地確認を行うなど、厳正に検査すること。
- 3 その他
契約書に定めがなく、双方の協議も整わない場合には、民法等の法令が適用され、必要に応じて対応を検討することができることに留意すること。

※以下略

公印省略

本庁各課（室）長
各 出 先 機 関 の 長 } 殿

5 広 第 8 2 4 号
令和5年10月10日

総務部県民情報広報課長

保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について（通知）

保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、県は委託先においても県と同等の安全管理措置が講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられています。

しかしながら、委託先における個人情報の漏えい等は依然として発生しており、再三にわたる指導・周知をもってしてもなお、個人情報の管理体制や事務の実施体制に対する確認が十分に行われていない事案が見受けられます。

このため、委託先に対する監督の更なる強化を図るべく、標記について、下記のとおり改めることとしたので、取扱いに万全を期すようお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、「個人情報取扱事務を委託する場合の監督の徹底について」（平成31年2月28日付け30広第2386号総務部県民情報広報課長及び企画・地域振興部情報政策課長連名通知）は、廃止します。

記

1 「保有個人情報取扱特記事項」の一部改正について

別紙1のとおり（改正の内容は下表参照）

令和5年10月10日以降に保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合は、改正後の特記事項を契約書に添付し、契約締結後速やかに委託先における保有個人情報^{（調査）}の管理体制及び実施体制について、報告書（委託先における保有個人情報の取扱い状況チェックリスト等）又は実地調査により、必ず確認してください。

既に改正前の特記事項を添付して委託契約を締結している場合は、特記事項の差替えは不要です。

※ただし、委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書（委託先における保有個人情報の取扱い状況チェックリスト等）又は実地調査により、必ず確認してください。

新	旧
第1～第14 略 (調査) 第15 甲は、乙に対し、保有個人情報の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。 (指示及び報告) 第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。 第17～第19 略	第1～第14 略 (調査) 第15 甲は、乙に対し、保有個人情報の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。 (指示及び報告) 第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。 第17～第19 略

2 保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の留意点について 別紙2のとおり

【主なポイント】

委託契約締結前の留意点

○ 委託先の選定

過去、同一の委託事業において、保有個人情報の漏えい等が発生した者を選定する場合は、特に次の「特記事項及び安全管理措置に係る内容の周知」を入念に行うこと。

○ 委託先に対する安全管理措置に係る内容の周知

保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務があることを説明する際、委託先が講じるべき措置の具体的な内容について把握できるよう、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」や「個人情報保護マニュアル」を手交して説明すること。

委託契約締結後の留意点

○ 実地調査による確認の対象事例

特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として実地調査を行うこと。

○ 委託先で漏えい等が発生した場合の報告

県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること。

※以下略

公印省略

5 広 第 1 2 3 7 号
令和5年12月26日

本庁各課（室）長 } 殿
各 出 先 機 関 の 長 }

総務部県民情報広報課長

委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストの一部改正について（通知）

今般、県が保有する個人情報の取扱いを委託していた業務において、委託先の従業者ではない情報システム保守点検業者の元従業者が、個人情報情報を不正に持ち出し、流出するという事案が発生しました。

この原因は、委託先（再委託先を含む。以下同じ。）の従業者以外の者が個人情報を持ち出せる環境にあったためであり、今後、同様の事案を生じさせないため、委託先の監督を強化し、十分な安全管理措置が講じられていることを確認するため、下記のとおり「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を改めます。

各位におかれては、別紙「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストの実施方法」を参考に「チェックリスト」を活用し、委託先における保有個人情報の取扱い状況を確認の上、委託先の監督の徹底を図っていただきますようお願いします。

記

1 改正の内容

別添 新旧対照表のとおり

「特記事項第10 情報システムにおける安全確保の措置」のチェック項目に、先般実施した緊急点検の点検項目を追加し、今後は恒常的に確認するように改正しています。

2 留意事項

- 旧チェックリストによる確認を実施していない委託先については、速やかに改訂後のチェックリストによる確認を実施するようお願いします。

なお、今年度、既に旧チェックリストによる確認及び緊急点検のいずれも実施している委託先については、改訂後のチェックリストにより改めて確認する必要はありません。

- 1,000件以上の保有個人情報を取扱う場合等、一定の要件に該当する場合は、チェックリストによる確認だけでなく、原則として実地調査を行うこととしております。

（令和5年10月10日付け5広第824号総務部県民情報広報課長通知参照）

- 「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」保存場所

文書ライブラリ >> C 資料集 >> C04 県民情報広報課 >> 個人情報保護関係資料 >> 委託先の監督（R5改訂版様式）

別紙

委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト実施方法**1 趣旨**

「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」は、県と委託先との間で締結された委託契約書の別記「保有個人情報取扱特記事項」の項目について、委託先が適正な対応をしているかどうか自己点検してもらうための様式です。

このチェックリストは、県と委託先とが契約締結時にあらかじめ仕様書等で取り決めた内容のとおり、委託先が作業の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報の管理が適切に講じられているかについて状況を確認し、改善を要する部分に速やかに対応することで、委託先においても、県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることを目的としています。

2 県の担当者がやるべきこと

(1) 「チェックリスト」各項目中、「保有個人情報取扱特記事項」に記載された項目以外には、斜線を引いて、自己点検の対象外であることを委託先に教示してください。

(2) 「チェックリスト」項目中にある「遵守事項」は例として挙げたもので、委託契約の内容に応じて、あらかじめ委託先との間で取り決めた項目のみを記載するよう整理した上で、委託先に示してください。

(3) 「委託先への通知文例」を活用し、起案・決裁の上、委託先に対し、「チェックリスト」を用いて自己点検をするよう、契約締結後速やかに依頼してください。

(4) 委託先から提出された「チェックリスト」及び「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストに係る改善策」※の内容を確認し、改善を要する部分に速やかに対応してください。

※「チェックリスト」で「いいえ」にチェックした項目があった場合のみ提出が必要となります。

※以下略

公印省略

5財活第2311号
令和6年3月1日

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教育部長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長
企業局長

殿

総務部財産活用課長
（調整係）

再委託の書面による承認手続きについて（通知）

県の委託契約においては、個人情報情報の保護及び責任の所在を明確化する観点等から、再委託を原則禁止しているところですが、やむを得ず再委託する場合は、事前に県の承認が必要です。

しかしながら、今年度実施された監査において、再委託の承認手続きに不備があるものが見受けられました。

つきましては、再委託を承認する際には、下記事項に十分留意の上、適切な事務処理に努めてください。

なお、書面による承認手続きを明確化するため、業務委託契約書（参考様式）を別添のとおり改正しましたので、併せて通知します。

記

- 1 県の書面による承認を事前に受けることを再委託の要件として契約書に記載すること。
- 2 再委託の合理的理由、業務範囲、再委託先が適切な業務遂行能力を有していること等を記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、慎重に審査した上で承認を行うこと。
- 3 委託契約内容の大部分又は業務の根幹が再委託されることのないこと。

※以下略

別記

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようになければならない。

(作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約に関する事務に関して知り得た個人情報のみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報や当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセスキュール制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

委託先における保有個人情報取扱状況チェックリスト

受託業者名:
(担当責任者職・氏名)

受託事務の名称:

点検日(年月日):

項番	項 目	保有個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
			1 保有個人情報の取扱いに關する責任事項を明確にした上で、安全管理上の問題への対応や監督、是該の業務等の指 導が常態化にされる体制を敷いていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいにチェックした場合は、以下も記載してください) 責任者氏名 責任者連絡先 従事者(保有個人情報を取り扱う職員)数
第2	管理及び実施体制	受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当 たる者又は組織(以下「保有管理責任者等」という。)並びに 権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点 検の実施等の指圖が常時講じられる体制を敷かなければな らない。 2 受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事 務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要 最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人 情報にアクセスすることがないよう、また、権限を有する者で あっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがな いようにしなければならない。	2 保有個人情報を取り扱うことを許可された従事者以外の者が当該保有個人情報に接触することができないようにしていま すか ☐ はい ☐ いいえ 下記18、19の外、属上の順で取り決めたと以下の各事項を遵守していますか また、従事者に対し、遵守するよう指導していますか ☐ はい ☐ いいえ
			【遵守事項】 ・物理的保護措置：保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備 ・技術的保護措置： ・人的保護措置：従事者の雇用時に個人情報などの機密情報を第三者に許可なく開示しない旨の約束をする契約を締結 し、誓約書の提出を義務付ける、個人情報保護に關する取扱いを定めた規程や就業規則などの遵守 ・その他の措置()
			4 個人情報を取り扱う作業場所・保管場所について、属から承諾を得た場所であることを遵守していますか また、従事者に対し、遵守するよう指導していますか ☐ はい ☐ いいえ
第3	作業場所等の特定	受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報 を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報 を保管する場所(保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等 の機器を設置する室又は区域を含む。)を明確にし、あらか じめ委託者の承諾を得るものとする。	5 承諾を受けている作業場所は、具体的にどのような場所ですか () 6 承諾を受けている保管場所は、具体的にどのような場所ですか ()
第4	秘密の保持	受託者は、この契約による事務に關して知り得た個人情報 をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、 又は解除された後においても、同様とする。	7 従事者に対し、直接又は間接的に知り得た個人情報のみが他に漏らしてはならないこと及び誓約終了後又は解除 後も同様に漏らしてはならないことを指導していますか ☐ はい ☐ いいえ
			8 従事者に対し、個人情報を取扱う際には、漏れかつ公平な手際で、必要最小限の個人情報のみを取扱うよう指導 していますか ☐ はい ☐ いいえ
第5	収集の制限	受託者は、この契約による事務を行うために個人情報 を収集するときは、当該事務を遂行するために必要な範囲内 で、適法かつ公正な手段により収集しなければならぬ。	9 従事者に対し、属以外から個人情報を取扱う際には、本人に収集の目的や理由を明らかにするよう指導していま すか ☐ はい ☐ いいえ
			10 従事者に対し、保有個人情報又は記録媒体の持出しが禁止されていることを指導していますか ☐ はい ☐ いいえ
			11 従事者に対し、業務用のコンピューター、保有個人情報又は記録媒体を、やむを得ず外部に持ち出す場合は、上面録 の許可を得ることを指導していますか ☐ はい ☐ いいえ
第6	持出しの禁止	受託者は、この契約による事務を処理するために必要が ある場合を除き、保有個人情報又は保有個人情報の記録さ れた資料(断片・端末及びサーバに内蔵されているものを含む。 以下「記録媒体」という。)を作業場所又は保管場所の外へ 持ち出してはならない。	12 従事者に対し、保有個人情報又は記録媒体をやむを得ず外部に持ち出す場合は、保持している電子データにパスワード を付加する、文字列から漏れなど、保有個人情報の流出を防ぐ対策をするよう指導していますか ☐ はい ☐ いいえ
			13 従事者に対し、やむを得ず外部に持ち出した保有個人情報又は記録媒体を確実に持ち帰ったことについて、上面録の 確認を受けるよう指導していますか ☐ はい ☐ いいえ

項番	項目	保有個人情報取扱特記事項
第7	複製又は複製の禁止	受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第8	利用及び提供の制限	受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。
第9	廃棄等	受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の複元又は削除が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等をしなければならない。
第10	情報システムにおける安全確保の措置	受託者は、上記のほか、委託者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その処理性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。 - 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ抽出時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、誤取り防止措置 - 二 作業場所等への入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末側の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成ほか - 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保 - 四 その他関係者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要措置
第11	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第12	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第13	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第14	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第15	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第16	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第17	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第18	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第19	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理のため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第20	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理のため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。
第21	セキュリティ対策	受託者は、この契約による業務を処理のため、委託者の承諾なくに保有個人情報又は記録媒体等（以下、「保有個人情報等」という。）を複製し、又は複製してはならない。 2 取扱いの指針は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他の保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。 3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の返送、送交付、送交付、誤廃棄、又はウェブサイトにへの掲載転載等が防止されるため、複数の受託者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

項番	項目	保有個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
第11	従事者への研修	受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等について、この契約による事務に他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。	22 保有個人情報の保護に關し、従事者に必要な研修を実施していますか ☐ はい ☐ いいえ (「はい」にチェックした場合) ※研修計画(時間、対象者、カリキュラムなど)を記載してください
第12	再委託の禁止	受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。	23 委託業務を再委託しようとする場合、重へ事前にご通知し、再委託契約締結前(再委託先における業務開始前)に県の承認を受ける必要があることを認識していますか ☐ はい ☐ いいえ (☐ 再委託しない)
第13	資料等の返還等	受託者は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。	24 県の承認を得て委託業務を再委託する場合、県において委託先名の個人情報の安全管理体制の整備は否を判断する必要がありますため、再委託先から本チェックリストの提出を要した上で県に提出しなければならないことを認識していますか ☐ はい ☐ いいえ (☐ 再委託しない)
第14	事故報告	1 受託者は、おそれを含め、前項の事故が発生した場合、直ちにその発生、被害状況等を調査し、かつ、委託者に書面を報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合はこの限りではない。 2 受託者は、第11項の事故が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。	25 県の承認を得て委託業務を再委託した場合、再委託先の個人情報の取扱いについて保有個人情報取扱特記事項等により監督を行っていますか ☐ はい ☐ いいえ (☐ 再委託しない)
第17	取扱記録の作成	受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘密性その他の内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。	26 役所に於し、重へから提供された、又は自ら収集し、若しくは作成した保有個人情報取扱先が記録された資料等を返還した受託者によるおそれがあることを認識していますか ☐ はい ☐ いいえ
第18	運搬	受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該業務等を行うに際し、個人情報の記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。	27 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で重へとなる事故が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときに、対応する責任者(役所)にしていますか、また、重への重機等が搬入されていますか (はいにチェックした場合は、以下も記載してください) 責任者氏名 責任者連絡先
第17	取扱記録の作成	受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘密性その他の内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。	28 保有個人情報の取扱状況が記録されていますか ☐ はい ☐ いいえ
第18	運搬	受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該業務等を行うに際し、個人情報の記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。	29 個人情報の取扱先が記録された資料等を重へ所内(重へ所)内で重機等が搬入されている際に、保有個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するための対策を講じていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいにチェックした場合) ●どのような対策を講じていますか (対策の例) ・郵便は「書留」、社内便は「郵便」扱いにする ・宅配便は信頼できる指定業者に限定 ・荷崩れが生じないよう運搬物を結束し、蓋付きコンテナを使用 など

※注:このチェックリストは、保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る契約書の「保有個人情報取扱特記事項」に記載された項目についてのみチェックしてください。
※注:チェック項目欄3・16・19の「遵守事項」については、委託する業務内容に応じてあらかじめ県と取り決めた項目を記載しています。

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の監査を保健医療介護部健康増進課等12機関について実施したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和5年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年5月17日～令和6年6月26日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名		監査実施日
病院事業 流域下水道事業	保健医療介護部	健康増進課 医療指導課	令和6年6月5日～令和6年6月7日
		下水道課	令和6年5月30日～令和6年5月31日 令和6年6月11日～令和6年6月14日
	建築都市部	建築都市総務課	令和6年6月11日～令和6年6月14日
		流域下水道事務所	令和6年5月22日～令和6年5月23日
		南筑後県土整備事務所	令和6年6月26日
	県土整備部	直方県土整備事務所	令和6年6月4日
		八女県土整備事務所	令和6年6月25日
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企業局	北九州県土整備事務所	令和6年5月21日
		管理課 （電気・工業用水道・工業用地造成事業）	令和6年6月19日～令和6年6月21日
		矢部川発電事務所 （電気事業）	令和6年5月17日
		荻田事務所 （工業用水道・工業用地造成事業）	令和6年5月28日～令和6年5月29日

(2) 主な監査項目

- ア 経営管理の状況
 - 経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況
- イ 財務諸表の内容
 - 資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 (病院事業会計)	収 入	1	行政財産の目的外使用料に係る納入通知書の納期限について、調定の日から20日以内とすべきところ、これを超えた日付としていた。
建築都市部 (流域下水道事業会計)	工事用地 補償	1	調査業務委託において、一部の調査を夜間実施から昼間実施へ変更した際、交通誘導警備員の経費を昼間実施の金額に変更していなかったため、積算過大となっていた。
計		2 件	

監査公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金等 37 団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第 1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

監査基準第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体 ： 公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金等37団体

(2) 監査対象期間 ： 令和5年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間 ： 令和6年7月3日～令和7年2月5日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監 査 実 施 日
出 資 団 体	公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金	令和6年7月3日
	公益財団法人福岡県水源の森基金	令和6年7月3日 令和6年11月21日～令和6年11月22日
	公益財団法人福岡県農業振興推進機構	令和6年7月4日
	公益財団法人福岡県下水道管理センター	令和6年7月4日
	公益財団法人特定鉱害復旧事業センター	令和6年7月9日
	公益財団法人福岡県国際交流センター	令和6年7月10日 令和6年11月28日～令和6年11月29日
	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	令和6年7月11日
	公益財団法人福岡県中小企業振興センター	令和6年7月11日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出資団体	公益財団法人福岡県人権啓発情報センター	令和6年7月17日
	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	令和6年7月17日
	公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	令和6年7月18日
	社会福祉法人福岡県厚生事業団	令和6年7月18日
	公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	令和6年7月18日
	公益財団法人飯塚研究開発機構	令和6年7月18日
	公益財団法人福岡県建設技術情報センター	令和6年7月19日
	公益財団法人福岡県スポーツ推進基金	令和6年7月23日 令和6年11月19日～令和6年11月20日
	公益財団法人福岡県動物愛護センター	令和6年7月24日
	公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター	令和6年7月24日 令和6年11月26日～令和6年11月27日
	公益財団法人福岡県メディカルセンター	令和6年7月24日
	公益財団法人アクロス福岡	令和6年7月25日
	公益財団法人あまぎ水の文化村	令和6年7月25日
	公益財団法人福岡県スポーツ振興センター	令和6年7月26日 令和6年12月3日～令和6年12月4日
	公益財団法人福岡県女性財団	令和6年7月31日 令和6年11月14日～令和6年11月15日
	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団	令和6年7月31日 令和6年12月10日～令和6年12月12日
	北九州エアターミナル株式会社	令和6年9月10日
	公立大学法人福岡県立大学	令和6年9月10日
	公立大学法人福岡女子大学	令和6年9月10日 令和6年11月12日～令和6年11月13日 令和7年2月5日
	公立大学法人九州歯科大学	令和6年9月10日
	福岡北九州高速道路公社	令和6年9月11日 令和6年10月29日～令和6年10月31日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出資団体	福岡県道路公社	令和6年9月11日
	株式会社久留米リサーチ・パーク	令和6年9月11日 令和6年12月5日～令和6年12月6日
	平成筑豊鉄道株式会社	令和6年9月12日 令和6年11月6日～令和6年11月7日
	福岡県住宅供給公社	令和6年9月12日
補助金等交付団体	株式会社博多久松	令和6年11月1日
	学校法人福岡大学 福岡大学附属大濠高等学校	令和6年12月13日
	学校法人福岡大学 福岡大学附属大濠中学校	令和6年12月13日
	福岡総合ビル管理事業協同組合	令和6年11月8日
公の施設の 指定管理者		

(2) 主な監査項目

ア 出資団体

団体の経営に関する状況及び団体の財務に関する事務の執行状況

イ 補助金等交付団体

補助金等による事業の実施状況及び補助金等に係る財務に関する事務の執行状況

ウ 公の施設の指定管理者

施設の管理・運営の状況及び施設の管理に係る財務に関する事務の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

所管部局名	調査区分	件数	説 明
人づくり・県民生活部	契 約	1	施設整備費等補助金の補助対象となる工事請負契約において、団体の契約事務取扱規則で作成しなければならないと定められている検査調書が作成されていなかった。
計		1件	

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局115機関
- (2) 監査対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

- (1) 監査実施期間：令和6年7月2日～令和6年9月4日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘 書 室	監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
総務 行政 人財 税財 県民 総務 防災危機 防災危機	経 営 企 画 課 政 事 課 政 務 課 活 用 課 報 告 課 厚 生 課 生 産 課 防 災 危 機 管 理 局 防 災 企 画 課 防 災 危 機 管 理 局 消 防 防 災 指 導 課	令和6年7月24日 令和6年7月4日～令和6年8月1日、 令和6年9月4日
	企 画 ・ 地 域 振 興 部 総 合 政 策 課 情 報 政 策 課 調 査 計 画 課 交 通 政 策 課 市 町 村 振 興 局 政 策 支 援 課	令和6年7月9日～令和6年7月12日、 令和6年9月3日

監査対象機関名		監査実施日
市町村振興局行政支援課 空港対策局空港政策課 空港対策局空港事業課 国際局国際政策課 国際局国際交流課		
人づくり・県民生活部（10課） 社会活動推進課 文化振興課 男女共同参画推進課 女性活躍推進課 生活安全課 私学振興・青少年育成局青少年政策課 私学振興・青少年育成局私学振興課 私学振興・青少年育成局青少年育成課 スポーツ局スポーツ企画課 スポーツ局スポーツ振興課		令和6年7月23日～令和6年7月31日、 令和6年9月4日
保健医療介護部（10課） 保健医療介護総務課 ワシントン総合推進課 健康増進課 がん感染症疾病対策課 生活療育指導課 医療指務課 薬療保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課		令和6年7月23日～令和6年7月31日、 令和6年9月4日
福祉労働部（10課） 福祉総務課 子ども未来支援課 子ども福祉課 障害福祉・援護課 労働局労働政策課 労働局就業支援課 労働局職業能力開発課 人権・同和对策局調整課		令和6年7月9日～令和6年7月19日、 令和6年9月4日
環境部（6課） 環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 監視環境課 自然環境課		令和6年7月17日～令和6年7月19日、 令和6年9月3日
商工中小企業振興部（10課） 工商政策課 中小企業振興課		令和6年7月11日～令和6年7月18日、 令和6年9月3日

監査対象機関名	監査実施日
新事業支援課 中小企業技術振興課 新産業振興課 自動車・水素産業振興課 工業業保安地策課 企業觀光政策課 観光局觀光振興課	令和6年7月2日～令和6年7月5日、 令和6年9月3日
農林水産部（14課） 農林水産政策課 農山村振興課 食の安全・地産消課 団体の指導課 運輸促進課 福岡の食販売進課 園芸振興課 水田農業振支課 経営技術産備課 畜養森林振興課 農林業整興課 水産局漁業管理課 水産局水産振興課	令和6年7月17日～令和6年7月23日、 令和6年9月3日
県土整備部（10課） 県土整備課 県土整備課 用地維持課 道路建設課 河道管理課 河川整備課 港湾防備課 砂防対策課 水資源対策課	令和6年7月2日～令和6年7月5日、 令和6年9月4日
建築都市部（8課） 建築都市総務課 建築都市計画課 建築市街指導課 公園園路道課 下水道水計課 住宅營繕課 住設備課	令和6年7月24日
会計管理局	令和6年7月2日～令和6年7月3日
議会事務局	令和6年7月25日～令和6年7月31日、 令和6年9月3日
教育総務庁（11課） 育企企画課	

監査対象機関名		監査実施日
財務職員課	課	
施設課	課	
文化財保護課	課	
高校保健課	課	
義塾教育課	課	
特別支援教育課	課	
人権・同和教育課	課	
体育スポーツ健康課	課	
社会教育課	課	
人事委員会事務局		
監査委員事務局		令和6年7月24日
警察本部		令和6年7月24日
		令和6年7月10日～令和6年7月12日、 令和6年9月4日
労働委員会事務局		令和6年8月1日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1 のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 薬務課	収 入	1	領収証紙により徴収した登録販売者試験手数料について、当該納付書の紙面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。
商工部 中小企業振興課	収 入	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて352,484,000円増加している。
保健医療介護部 保健医療介護総務課	契 約	1	計画書製作業務委託のうち計画書配布業務において、県の都合により配布先の箇所を減少させた際、仕様変更を受託者と協議し、変更契約をすべきところ、これを行っていないかった。 所属長は、このことについて口頭で承認していた。
環境部 循環型社会推進課	契 約	1	サイト更新業務委託契約について、受託者から履行期限の延長の申し出があった際、書面により委託期間を変更すべきところ、これを行っていないかった。 所属長は、このことについて口頭で承認していた。 これにより、完了検査において、履行期限を超過した履行完了日を認定していた。
福祉労働部 保護・援護課	その他	1	業務履行証明書について、証明書を発行した日を証明日とすべきところ、申請者から当該証明書の証明日を遡及してほしいとの依頼を受け、所属として申請者の依頼に応じる旨の決裁を行い、証明日を遡及した証明書を発行していた。
計		5 件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収 入	1	雑入（福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、福岡県新型コロナウイルス重点医療機関体制整備事業費補助金（クラスター分）及び福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金に係る返還金）について、収入未済額が76,145,000円発生している。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未 済額が、前年度に比べて303,935円減少して いるものの、依然として多額である。
商工部	収 入	1	雑入（福岡県感染拡大防止協力金返還金） の収入未済額が、208,686,862円と多額であ り、また前年度と比べて15,000円増加してい る。
教育庁 教育振興部	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済 額が、前年度に比べて68,690,492円減少して いるものの、依然として多額である。
県土整備部	支 出	1	書庫と専用ベース（いずれも5万円未満） について、書庫（合計額5万円以上）として 一体で使用する目的であることから備品購入 費で購入すべきところ、その他需用費で購入 していた。
教育庁 教育総務部	支 出	1	書庫と専用ベース（いずれも5万円未満） について、書庫（合計額5万円以上）として 一体で使用する目的であることから備品購入 費で購入すべきところ、その他需用費で購入 していた。
計		6件	

監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づ
く定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア
文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36 機関

(2) 監査対象期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年10月1日～令和7年1月31日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部	アジア文化交流センター	令和6年10月3日～10月4日
	女性相談支援センター	令和6年11月21日～11月22日
	消費生活センター	令和6年10月4日
	筑紫保健福祉環境事務所	令和6年11月6日～11月8日
保健医療介護部	粕屋保健福祉事務所	令和6年10月16日～10月17日
	糸島保健福祉事務所	令和6年11月19日～11月20日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和6年10月29日～10月31日、令和7年1月21日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和6年11月6日～11月8日、令和7年1月22日
	田川保健福祉事務所	令和6年11月12日～11月14日、令和7年1月28日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和6年10月1日～10月2日
	南筑後保健福祉環境事務所	令和6年10月10日～10月11日、令和7年1月24日
	京築保健福祉環境事務所	令和6年10月22日～10月23日、令和7年1月24日

監査対象機関名		監査実施日
保健医療 介護部	保健環境研究所	令和6年10月16日～10月17日
	精神保健福祉センター	令和6年10月24日
	食肉衛生検査所	令和6年11月15日
	福岡児童相談所	令和6年11月21日～11月22日、令和7年1月31日
福祉労働部	久留米児童相談所	令和6年10月10日～10月11日
	田川児童相談所	令和6年10月24日～10月25日
	大牟田児童相談所	令和6年11月21日～11月22日
	宗像児童相談所	令和6年10月22日～10月23日
	京築児童相談所	令和6年10月31日～11月1日
	福岡学園	令和6年11月19日～11月20日
	障がい者更生相談所	令和6年10月18日
	こども療育センター新光園	令和6年11月19日～11月20日、令和7年1月29日
	福岡労働者支援事務所	令和6年10月18日
	北九州労働者支援事務所	令和6年10月18日
	筑後労働者支援事務所	令和6年10月18日
	筑豊労働者支援事務所	令和6年11月15日
	福岡高等技術専門校	令和6年10月24日～10月25日
	戸畑高等技術専門校	令和6年10月8日～10月9日
	小竹高等技術専門校	令和6年11月14日～11月15日
	久留米高等技術専門校	令和6年10月29日～10月30日
福岡障害者職業能力開発校	大牟田高等技術専門校	令和6年10月1日～10月2日
	田川高等技術専門校	令和6年11月27日～11月28日
	小倉高等技術専門校	令和6年10月8日～10月9日、令和7年1月17日
	福岡障害者職業能力開発校	令和6年10月1日～10月2日、令和7年1月20日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、記帳収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	支出	1	複写等複合機（以下「複合機」という。）のリース契約について、ファクシミリ機能（以下「機能」という。）のある複合機を選定すべきところ、誤って機能のない複合機を選定した。このため、後日、機能を付加するため、本来ならば購入する必要がない後付キットを購入しており、経済性に著しく欠けていた。
福祉労働部 小倉高等技術専門学校	収入	1	令和6年度の自動販売機設置に係る行政財産使用許可について、更新の申請があったにもかかわらず、必要な事務処理を行わなかったため、長期間にわたり許可なく自動販売機が設置されていた。 また、行政財産使用許可を行わないまま、使用料の調定を行っていた。
	支出	1	資金前渡により支払われたその他需用費（資料代）について、精算書及び領収書の所在が不明となっており、精算が確認できなかった。
	支出	1	訓練手当のうち通所手当について、通所経路上で福祉優待乗車証を用いて運賃が0円となる区間分は支給すべきでないところ、これを支給し、支給過大となっていた。
計		4件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収入	2	生活保護費返還金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
	支出	1	生活保護費のうち生活扶助費について、被保護者の転居に伴って適用する級地を変更すべきところ、これを行わず支給過大となっていた。また、住宅扶助費について、月の途中で転居したことから、転居前の家賃を日割計算すべきところ、これを行わず支給過大となっていた。
		1	生活保護費を算出する際、通勤で使用する軽自動車の自動車税を就労に伴う必要経費として収入額から控除すべきところ、これを行わず、支給不足となっていた。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	支出	1	生活保護費における生活扶助費のうち、被保護世帯に属する障がいのある世帯員に係る母子加算について、20歳未満の世帯員を対象とすべきところ、20歳以上の者を対象とし、支給過大となっていた。
		1	生活保護費について、毎月就労収入額及び必要経費を確認し生活保護電算システムに入力すべきところ、これを怠り、支給不足及び支給過大となっていた。
	収入	1	児童措置弁償金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
福祉労働部	支出	1	所属資金前渡職員口座からの振替（自動引き落とし）によって支払っていた電話料金について、振替予定日に当該口座に入金すべきところ、これを行わず、支払が遅延していた。
		1	所属資金前渡職員口座からの振替（自動引き落とし）によって支払っていた電気料金について、振替予定日に当該口座に入金すべきところ、これを行わず、支払が遅延していた。
		1	訓練生健康診断料の支払について、契約書に基づき、請求書を受領した日から30日以内に支払うべきところ、これが遅延していた。
計			10件

監査公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づ
く定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等42機関について実施したので、その
結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関42機関

(2) 監査対象期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年12月3日～令和7年1月10日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
北 九 州 市 警 察 部	令和6年12月5日～令和6年12月6日
警 察 学 校	令和7年1月10日
交 通 機 動 隊	令和7年1月10日
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	令和6年12月25日
第 一 機 動 隊	令和6年12月24日
第 二 機 動 隊	令和7年1月10日
中 央 警 察 署	令和6年12月12日～令和6年12月13日
博 多 警 察 署	令和6年12月10日～令和6年12月11日
東 警 察 署	令和6年12月24日～令和6年12月25日
南 警 察 署	令和6年12月19日～令和6年12月20日
早 良 警 察 署	令和6年12月5日～令和6年12月6日
城 南 警 察 署	令和7年1月9日
西 警 察 署	令和7年1月9日
粕 屋 警 察 署	令和6年12月10日～令和6年12月11日
春 日 警 察 署	令和6年12月17日～令和6年12月18日
筑 紫 野 警 察 署	令和7年1月9日
糸 島 警 察 署	令和7年1月9日

監査対象機関名	監査実施日
宗像警察署	令和7年1月9日
朝倉警察署	令和7年1月10日
博多臨港警察署	令和6年12月24日～令和6年12月25日
福岡空港警察署	令和7年1月10日
小倉北警察署	令和6年12月3日～令和6年12月4日
小倉南警察署	令和7年1月9日
八幡東警察署	令和6年12月3日～令和6年12月4日
八幡西警察署	令和7年1月9日
折尾警察署	令和7年1月9日
若松警察署	令和6年12月19日～令和6年12月20日
戸畑警察署	令和7年1月9日
門司警察署	令和7年1月10日
行橋警察署	令和6年12月3日～令和6年12月4日
豊前警察署	令和6年12月12日～令和6年12月13日
飯塚警察署	令和6年12月17日～令和6年12月18日
嘉麻警察署	令和6年12月5日～令和6年12月6日
直方警察署	令和7年1月10日
田川警察署	令和7年1月10日
久留米警察署	令和6年12月10日～令和6年12月11日
小郡警察署	令和7年1月9日
うきは警察署	令和7年1月10日
筑後警察署	令和6年12月17日～令和6年12月18日
八女警察署	令和7年1月10日
柳川警察署	令和6年12月19日～令和6年12月20日
大牟田警察署	令和6年12月12日～令和6年12月13日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
久留米警察署	収入	1	履行延期の申請により分割で納付させることが決定した債権について、納期が到来した月ごとに調定し、納入通知書を発付すべきところ、これを行っていないかった。
	計		1 件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	件数	説 明
収入	1	証紙収入（道路使用手数料）について、根拠書類の一部である道路使用許可申請書控が確認できなかった。（3件） この3件を含む、道路使用許可申請書控50件を綴じたファイル1冊が所在不明となっていた。
計		1 件

監査公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づ
く定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等27機関につい
て実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関27機関

(2) 監査対象期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年11月27日～令和7年1月9日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名		監 査 実 施 日
総 務 部	公 文 書 館	令和7年1月8日
	職 員 研 修 所	令和7年1月9日
	博 多 県 税 事 務 所	令和6年11月27日 ～ 11月29日
	東 福 岡 県 税 事 務 所	令和6年12月2日 ～ 12月4日
	西 福 岡 県 税 事 務 所	令和6年12月18日 ～ 12月20日
	筑 紫 県 税 事 務 所	令和6年12月2日 ～ 12月4日
	北 九 州 東 県 税 事 務 所	令和6年11月27日 ～ 11月29日
	北 九 州 西 県 税 事 務 所	令和6年12月11日 ～ 12月13日
	田 川 県 税 事 務 所	令和7年1月7日
	飯 塚・直 方 県 税 事 務 所	令和6年12月18日 ～ 12月20日
	久 留 米 県 税 事 務 所	令和6年12月11日 ～ 12月13日
	大 牟 田 県 税 事 務 所	令和6年12月10日
	筑 後 県 税 事 務 所	令和7年1月7日
	行 橋 県 税 事 務 所	令和6年12月10日
	消 防 学 校	令和7年1月7日

監 査 対 象 機 関 名		監 査 実 施 日
企画・地域振興部	東京事務所	令和7年1月9日
	パスポートセンター	令和6年12月5日～12月6日
商工部	福岡中小企業振興事務所	令和7年1月9日
	久留米中小企業振興事務所	令和7年1月7日
	北九州中小企業振興事務所	令和7年1月8日
	飯塚中小企業振興事務所	令和7年1月8日
	計 量 検 定 所	令和7年1月7日
	関西・中京事務所	令和6年12月5日～12月6日
	工業技術センター	令和6年12月17日
	工業技術センター生物食品研究所	令和6年12月17日
	工業技術センターインテリア研究所	令和7年1月7日
	工業技術センター機械電子研究所	令和6年12月5日～12月6日

(2) 主な監査項目

- ア 収入
使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出
報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費
報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、通勤手当の認定及び支給の状況
- エ 契約
契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
取得、管理及び処分状況
- キ 県税
個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づ
く定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等134機関について実施したので、その結果
を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関134機関

(2) 監査対象期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年10月1日～令和7年1月15日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福岡教育事務所	令和6年10月29日～令和6年10月31日 令和7年1月15日
北九州教育事務所	令和6年10月1日～令和6年10月2日
北筑後教育事務所	令和6年10月3日～令和6年10月4日
南筑後教育事務所	令和6年10月22日～令和6年10月23日
筑豊教育事務所	令和6年10月10日～令和6年10月11日
京築教育事務所	令和6年10月8日～令和6年10月9日
教育センター	令和6年10月10日
体育研究所	令和6年11月19日
美術館	令和6年11月15日
図書館	令和6年11月15日
社会教育総合センター	令和6年10月11日
英彦山青年の家	令和6年11月21日
少年自然の家「玄海の家」	令和6年10月16日

監査対象機関名		監査実施日
九州歴史資料館	館	令和6年11月21日
青豊高等学校	校	令和6年11月19日
築上西高等学校	校	令和6年11月19日
育徳館高等学校	校	令和6年11月19日
苅田工業高等学校	校	令和6年11月19日
京都高等学校	校	令和6年11月19日
行橋高等学校	校	令和6年11月19日
門司学園高等学校	校	令和6年11月14日
門司大翔館高等学校	校	令和6年11月15日
小倉南高等学校	校	令和6年10月17日
小倉商業高等学校	校	令和6年10月18日
小倉高等学校	校	令和6年11月14日
小倉工業高等学校	校	令和6年10月18日
小倉西高等学校	校	令和6年10月24日
北九州高等学校	校	令和6年11月14日
小倉東高等学校	校	令和6年11月14日
戸畑高等学校	校	令和6年11月15日
ひびき高等学校	校	令和6年10月22日
戸畑工業高等学校	校	令和6年11月14日
若松高等学校	校	令和6年11月14日
若松商業高等学校	校	令和6年10月23日
八幡高等学校	校	令和6年10月23日
八幡中央高等学校	校	令和6年11月14日
八幡工業高等学校	校	令和6年11月15日
八幡南高等学校	校	令和6年11月15日
北筑高等学校	校	令和6年11月15日
東筑高等学校	校	令和6年11月15日
折尾高等学校	校	令和6年10月22日
中間高等学校	校	令和6年11月15日
遠賀高等学校	校	令和6年11月15日
宗像高等学校	校	令和6年10月24日
光陵高等学校	校	令和6年10月24日
水産高等学校	校	令和6年11月14日
玄界高等学校	校	令和6年10月25日
新宮高等学校	校	令和6年11月14日
福岡魁誠高等学校	校	令和6年11月14日
須恵高等学校	校	令和6年10月25日
宇美商業高等学校	校	令和6年10月25日
香住丘高等学校	校	令和6年11月19日
香椎高等学校	校	令和6年11月15日

監査対象機関名		監査実施日
香椎工業高等学校	校	令和6年11月15日
博多青松高等学校	校	令和6年11月14日
福岡高等学校	校	令和6年11月14日
筑紫丘高等学校	校	令和6年11月15日
柏陵高等学校	校	令和6年10月16日
福岡中央高等学校	校	令和6年10月29日
城南高等学校	校	令和6年11月15日
修猷館高等学校	校	令和6年11月19日
福岡工業高等学校	校	令和6年10月29日
福岡講倫館高等学校	校	令和6年11月13日
早良高等学校	校	令和6年10月17日
玄洋高等学校	校	令和6年10月30日
筑前高等学校	校	令和6年10月30日
春日高等学校	校	令和6年11月13日
太宰府高等学校	校	令和6年11月13日
福岡農業高等学校	校	令和6年10月18日
筑紫中央高等学校	校	令和6年10月31日
武蔵台高等学校	校	令和6年11月13日
筑紫高等学校	校	令和6年10月31日
糸島高等学校	校	令和6年11月1日
糸島農業高等学校	校	令和6年11月13日
小郡高等学校	校	令和6年11月7日
三井高等学校	校	令和6年11月21日
久留米筑水高等学校	校	令和6年11月1日
明善高等学校	校	令和6年11月21日
久留米高等学校	校	令和6年11月5日
三潞高等学校	校	令和6年11月5日
大川樟風高等学校	校	令和6年11月13日
伝習館高等学校	校	令和6年11月13日
山門高等学校	校	令和6年11月13日
三池高等学校	校	令和6年11月13日
三池工業高等学校	校	令和6年11月5日
大牟田北高等学校	校	令和6年11月13日
ありあけ新世高等学校	校	令和6年11月13日
八女高等学校	校	令和6年11月19日
八女工業高等学校	校	令和6年11月19日
福岡島高等学校	校	令和6年11月19日
八女農業高等学校	校	令和6年11月19日
浮羽工業高等学校	校	令和6年11月6日
浮羽究真館高等学校	校	令和6年11月21日

監査対象機関名		監査実施日
朝倉高等学校	校	令和6年11月21日
朝倉東高等学校	校	令和6年11月21日
朝倉光陽高等学校	校	令和6年11月6日
田川高等学校	校	令和6年11月21日
東鷹高等学校	校	令和6年11月21日
田川科学技術高等学校	校	令和6年11月21日
西田川高等学校	校	令和6年11月21日
稲築志耕館高等学校	校	令和6年11月21日
嘉穂高等学校	校	令和6年11月6日
嘉穂東高等学校	校	令和6年11月7日
嘉穂総合高等学校	校	令和6年11月21日
鞍手高等学校	校	令和6年11月21日
直方高等学校	校	令和6年11月1日
筑豊高等学校	校	令和6年11月14日
鞍手竜徳高等学校	校	令和6年11月21日
築城特別支援学校	校	令和6年10月1日～令和6年10月2日
小倉聴覚特別支援学校	校	令和6年10月3日～令和6年10月4日
北九州視覚特別支援学校	校	令和6年10月10日～令和6年10月11日
特別支援学校「北九州高等学園」		令和6年11月14日
古賀特別支援学校	校	令和6年10月3日～令和6年10月4日
福岡特別支援学校	校	令和6年11月13日
福岡聴覚特別支援学校	校	令和6年11月13日
福岡高等聴覚特別支援学校	校	令和6年11月13日
太宰府特別支援学校	校	令和6年10月8日～令和6年10月9日
福岡視覚特別支援学校	校	令和6年10月1日～令和6年10月2日
福岡高等視覚特別支援学校	校	令和6年10月8日～令和6年10月9日
特別支援学校「福岡高等学園」		令和6年11月13日
糸島特別支援学校	校	令和6年10月16日～令和6年10月17日
小郡特別支援学校	校	令和6年11月21日
久留米聴覚特別支援学校	校	令和6年11月21日
田主丸特別支援学校	校	令和6年11月21日
柳河特別支援学校	校	令和6年11月19日
筑後特別支援学校	校	令和6年11月19日
川崎特別支援学校	校	令和6年11月21日
嘉穂特別支援学校	校	令和6年11月21日
直方特別支援学校	校	令和6年11月14日
育徳館中学校	校	令和6年11月19日
門司学園中学校	校	令和6年11月14日
宗像中学校	校	令和6年10月24日
嘉穂高等学校附属中学校	校	令和6年11月6日
輝翔館中等教育学校	校	令和6年11月13日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、生産物売払収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の調定及び支給の状況（教育事務所においては、小・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	支出	1	出張旅費について、鉄道賃の算定を誤ったため支給不足となっていた。
計			1件

監査公表第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく随時監査をアジア文化交流センター等 44 機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関44機関

(2) 監査対象期間：令和5年11月1日～令和6年7月30日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年5月14日～令和6年7月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
県人 民づ く り 活 り 部	アジア文化交流センター	令和5年12月1日から 令和6年6月13日まで	令和6年6月13日
	糸島保健福祉事務所	令和5年12月1日から 令和6年6月18日まで	令和6年6月18日
	京築保健福祉環境事務所	令和6年1月1日から 令和6年7月30日まで	令和6年7月30日
	食肉衛生検査所	令和5年12月1日から 令和6年6月21日まで	令和6年6月21日
福祉労働部	障がい者更生相談所	令和5年12月1日から 令和6年6月25日まで	令和6年6月25日
	福岡労働者支援事務所	令和6年1月1日から 令和6年7月3日まで	令和6年7月3日
	戸畑高等技術専門学校	令和5年11月1日から 令和6年5月22日まで	令和6年5月22日
	小倉高等技術専門学校	令和5年12月1日から 令和6年6月7日まで	令和6年6月7日

監査対象機関名			監査対象期間	監査実施日
教育委員会	南筑後教育事務所		令和5年12月1日から 令和6年6月19日まで	令和6年6月19日
	教育センター	一	令和5年11月1日から 令和6年5月30日まで	令和6年5月30日
	体育研究所	所	令和5年12月1日から 令和6年6月6日まで	令和6年6月6日
	英彦山青年の家	の家	令和5年11月1日から 令和6年5月31日まで	令和6年5月31日
	築上西高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月5日まで	令和6年7月5日
	小倉南高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月4日まで	令和6年6月4日
	小倉高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月26日まで	令和6年6月26日
	小倉工業高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月11日まで	令和6年7月11日
	北九州高等学校	校	令和5年11月1日から 令和6年5月29日まで	令和6年5月29日
	ひびき高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月11日まで	令和6年6月11日
	八幡工業高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月20日まで	令和6年6月20日
	東筑高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月12日まで	令和6年6月12日
	中間高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月17日まで	令和6年7月17日
	宗像高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月12日まで	令和6年7月12日
	玄界高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月5日まで	令和6年6月5日
	新宮高等学校	校	令和5年11月1日から 令和6年5月28日まで	令和6年5月28日
	香椎工業高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月27日まで	令和6年6月27日
	早良高等学校	校	令和5年12月1日から 令和6年6月28日まで	令和6年6月28日
	春日高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月2日まで	令和6年7月2日
	太宰府高等学校	校	令和5年11月1日から 令和6年5月14日まで	令和6年5月14日
	筑紫中央高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月18日まで	令和6年7月18日
	筑紫高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月10日まで	令和6年7月10日
	久留米高等学校	校	令和6年1月1日から 令和6年7月4日まで	令和6年7月4日

監査対象機関名			監査対象期間	監査実施日
教 育 委 員 会	大 牟 田 北 高 等 学 校		令和5年11月1日から 令和6年5月23日まで	令和6年5月23日
	八 女 高 等 学 校		令和5年12月1日から 令和6年6月14日まで	令和6年6月14日
	八 女 工 業 高 等 学 校		令和5年11月1日から 令和6年5月16日まで	令和6年5月16日
	朝 倉 光 陽 高 等 学 校		令和5年11月1日から 令和6年5月15日まで	令和6年5月15日
	嘉 穂 東 高 等 学 校		令和5年11月1日から 令和6年5月21日まで	令和6年5月21日
	嘉 穂 総 合 高 等 学 校		令和6年1月1日から 令和6年7月9日まで	令和6年7月9日
	古 賀 特 別 支 援 学 校		令和6年1月1日から 令和6年7月25日まで	令和6年7月25日
	福 岡 特 別 支 援 学 校		令和6年1月1日から 令和6年7月26日まで	令和6年7月26日
	福 岡 聴 覚 特 別 支 援 学 校		令和6年1月1日から 令和6年7月19日まで	令和6年7月19日
	小 郡 特 別 支 援 学 校		令和6年1月1日から 令和6年7月24日まで	令和6年7月24日
	田 主 丸 特 別 支 援 学 校		令和5年11月1日から 令和6年5月24日まで	令和6年5月24日
	川 崎 特 別 支 援 学 校		令和6年1月1日から 令和6年7月23日まで	令和6年7月23日
	宗 像 中 学 校		令和6年1月1日から 令和6年7月12日まで	令和6年7月12日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく随時監査を田川県税事務所等16機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部、商工部の出先機関及び警察本部関係機関16機関

(2) 監査対象期間：令和6年3月1日～令和6年10月25日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年9月25日～令和6年10月25日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	田川県税事務所	令和6年4月1日から 令和6年10月8日まで	令和6年10月8日
	久留米県税事務所	令和6年4月1日から 令和6年10月2日まで	令和6年10月2日
	大牟田県税事務所	令和6年4月1日から 令和6年10月4日まで	令和6年10月4日
	パースポートセンター	令和6年3月1日から 令和6年9月25日まで	令和6年9月25日
企画振興・地域部	福岡中小企業振興事務所	令和6年3月1日から 令和6年9月27日まで	令和6年9月27日
	関西・中京事務所	令和6年4月1日から 令和6年10月25日まで	令和6年10月25日
	工業技術センター生物食品研究所	令和6年4月1日から 令和6年10月3日まで	令和6年10月3日

監査対象機関名			監査対象期間	監査実施日
警察本部	城南警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月17日まで	令和6年10月17日
	春日警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月11日まで	令和6年10月11日
	米島警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月10日まで	令和6年10月10日
	宗像警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月9日まで	令和6年10月9日
	福岡空港警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月16日まで	令和6年10月16日
	若松警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月18日まで	令和6年10月18日
	飯塚警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月23日まで	令和6年10月23日
	久留米警察署		令和6年3月1日から 令和6年9月26日まで	令和6年9月26日
	八女警察署		令和6年4月1日から 令和6年10月22日まで	令和6年10月22日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を人事課等40機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、議会事務局、教育庁及び警察本部の40機関

(2) 監査対象期間：令和6年5月1日～令和6年12月24日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年11月1日～令和6年12月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	人 事 課	令和6年5月1日から 令和6年11月7日まで	令和6年11月7日
	県民情報広報課	令和6年5月1日から 令和6年11月8日まで	令和6年11月8日
	防災危機管理局防災企画課	令和6年5月1日から 令和6年11月12日まで	令和6年11月12日
	防災危機管理局消防防災指導課	令和6年5月1日から 令和6年11月12日まで	令和6年11月12日
域企画振興・興・部地	総合政策課	令和6年5月1日から 令和6年11月14日まで	令和6年11月14日
	国際局国際政策課	令和6年6月1日から 令和6年12月24日まで	令和6年12月24日
県人 民づ く 活 り 部・	私学振興・青少年政策局 青少年政策課	令和6年5月1日から 令和6年11月22日まで	令和6年11月22日
保健医療 介護医療部	保健医療介護総務課	令和6年6月1日から 令和6年12月23日まで	令和6年12月23日

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
福祉労働部	こども未来課	令和6年5月1日から	令和6年11月6日	令和6年11月6日
	こども福祉課	令和6年5月1日から 令和6年11月1日まで	令和6年11月1日	令和6年11月1日
環境部	監視指導課	令和6年6月1日から	令和6年12月20日	令和6年12月20日
		令和6年12月20日まで		
商工部	中小企業技術振興課	令和6年6月1日から	令和6年12月23日	令和6年12月23日
		令和6年12月23日まで		
	自動車・水素産業振興課	令和6年5月1日から	令和6年11月6日	令和6年11月6日
		令和6年11月6日まで		
農林水産部	企業立地課	令和6年5月1日から	令和6年11月20日	令和6年11月20日
		令和6年11月20日まで		
	農山漁村振興課	令和6年5月1日から	令和6年11月14日	令和6年11月14日
		令和6年11月14日まで		
	輸出促進課	令和6年5月1日から	令和6年11月15日	令和6年11月15日
		令和6年11月15日まで		
	水田農業振興課	令和6年5月1日から	令和6年11月15日	令和6年11月15日
		令和6年11月15日まで		
	朝倉農林事務所	令和6年5月1日から	令和6年11月27日	令和6年11月27日
		令和6年11月27日まで		
	飯塚農林事務所	令和6年6月1日から	令和6年12月11日	令和6年12月11日
		令和6年12月11日まで		
	農林業総合試験場	令和6年5月1日から	令和6年11月29日	令和6年11月29日
		令和6年11月29日まで		
県土整備部	農林業総合試験場筑後分場	令和6年6月1日から	令和6年12月17日	令和6年12月17日
		令和6年12月17日まで		
	筑後家畜保健衛生所	令和6年6月1日から	令和6年12月10日	令和6年12月10日
		令和6年12月10日まで		
	道路維持課	令和6年5月1日から	令和6年11月19日	令和6年11月19日
		令和6年11月19日まで		
	道路建設課	令和6年5月1日から	令和6年11月19日	令和6年11月19日
		令和6年11月19日まで		
	河川管理課	令和6年5月1日から	令和6年11月21日	令和6年11月21日
		令和6年11月21日まで		
建築都市部	福岡県土整備事務所	令和6年6月1日から	令和6年12月12日	令和6年12月12日
		令和6年12月12日まで		
	京築県土整備事務所	令和6年5月1日から	令和6年11月28日	令和6年11月28日
		令和6年11月28日まで		
	営繕設備課	令和6年5月1日から	令和6年11月20日	令和6年11月20日
		令和6年11月20日まで		
教育庁	流域下水道事務所	令和6年6月1日から	令和6年12月18日	令和6年12月18日
		令和6年12月18日まで		
	議会事務局	令和6年5月1日から	令和6年11月5日	令和6年11月5日
		令和6年11月5日まで		
	総務企画課	令和6年5月1日から	令和6年11月1日	令和6年11月1日
		令和6年11月1日まで		
教育庁	財務課	令和6年5月1日から	令和6年11月13日	令和6年11月13日
		令和6年11月13日まで		
	体育スポーツ健康課	令和6年5月1日から	令和6年11月21日	令和6年11月21日
		令和6年11月21日まで		

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	会計課	令和6年6月1日から 令和6年12月4日まで	令和6年12月2日 ～ 令和6年12月4日
	装備課	令和6年6月1日から 令和6年12月2日まで	令和6年12月2日
	生活安全総務課	令和6年6月1日から 令和6年12月4日まで	令和6年12月4日
	捜査第二課	令和6年6月1日から 令和6年12月3日まで	令和6年12月3日
	鑑識課	令和6年6月1日から 令和6年12月2日まで	令和6年12月2日
	組織犯罪対策課	令和6年6月1日から 令和6年12月4日まで	令和6年12月4日
	運転免許試験課	令和6年6月1日から 令和6年12月3日まで	令和6年12月3日

- (2) 主な監査項目
- ア 時間外勤務手当
 - イ 会計年度任用職員等の給与
 - ウ 旅費
 - エ 交際費
 - オ 食糧費
 - カ その他需用費
 - キ タクシー借上料
 - ク 会場借上料
 - ケ 備品購入費
 - コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1の1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
県土整備部 道路維持課	支出	1	適正な手続を経ずに緊急用前渡資金（現金）が支払われていた。
計		1件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
県土整備部	財産	1	郵便切手の管理において、所属長の承認を得ずに切手の払出しを行っていたこと、購入した切手の記帳整理を怠っていたこと、また、月末の集計を行っていないことから、監査実施日に郵便切手等出納整理簿と現物が一致せず、適正な管理がなされていないかった。
計		1件	

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により報告した農林水産部
出先機関定期監査の結果（令和 6 年11月11日 6 監総第894号）に基づき、知事から措置
を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

6農政第2088号
令和7年3月18日

福岡県監査委員	塩川正一	殿
同	世利洋	殿
同	森行	殿
同	原中誠	殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年11月11日6監総第894号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 筑後農林事務所	貯水堀工事の残土処理工について、残土の運搬距離を積算システムに入力する際、9.5km以下を選択すべきところ、誤って5.5km以下を選択した。また、階段工のうち、階段コンクリート製品の材料単価について、令和5年度の単価を計上すべきところ、令和4年度の単価を計上していた。これらの誤りにより、積算が過小となっていた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、工事設計書の決裁時に以下の取組が確実に行われているか確認することとした。 ・ 担当者及び上司は、積算書の入力内容について、誤りやすい事項を記載したチェックリストを用いて、複数で確認する。 ・ 確認にあたっては、設計書を取り込み、入力された単価の条件や内容が見やすいように出力できるソフトを活用し、これにより施工単価条件や単価の年度などの確認を効率的に行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 筑後川水系農地開発事務所	ゲート補修工事の仮締切工及び仮設道路工において使用する大型土のう袋や盛土材料について確認を怠ったため、仕様書で示した他の工事でも使用可能となる材料ではなく、規格が異なる安価な材料が使用されていた。なお、本工事の執行においては、使用された材料で問題はなかった。	所属長は、職員に対し、今回の誤りと原因を示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、定期的な研修の実施と以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、工事を受注した業者から工事で使用する材料について「材料使用承認願」が提出された際に、仕様書の内容が明記された「資材集計一覧表」と照合し、確認する。 ・ 担当者は、仮設工事の出来高を確認する際に、使用材料の現物と「材料使用承認願」を現地で照合して確認の上、材料の状況を撮影し、写真を添付した工事打合書により上司へ報告する。 ・ 上司は、工事打合書と「材料使用承認願」を照合し、確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和6年11月11日6監総第894号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月4日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

6県土総第2710号
令和7年3月4日

福岡県監査委員	塩川正一様
同	世利洋介様
同	森行一様
同	原中誠志様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年11月11日6監総第894号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

別紙

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 八女県土整備事務所	流水占有料について、令和5年10月1日に後期徴収分を調定すべきところ、調定が遅延していた。	所属長は、管理係及び会計係（以下「管理係等」という。）の職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 会計係の担当者は、10月の徴収が発生する場合には、4月の定例調定時に、10月調定の準備開始時期、作業内容についてもスケジュールチェック表に追加記載し、管理係等の担当者及び係長でスケジュール管理できるようにする。 ・ 会計係の担当者は、10月調定の準備開始時期に到達次第、速やかに着手する。会計係長はスケジュールチェック表により調定の遅延がないか確認を行う。 ・ 管理係等の担当者及び係長は、人事異動があった際は、調定時期を記載した占有物件一覧表により、事務引継ぎを確実にを行い調定の遅延防止を徹底する。 ・ 管理係等の担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 南筑後県土整備事務所	領収証紙により徴収した仮設建築物建築許可申請手数料について、当該納付書の紙面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。	所属長は、建築指導課及び庶務課（以下「建築指導課等」という。）の職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 建築指導課の担当者及び副長（不在時は課長）は、建築確認等の申請受付時に、納付書の日付、歳入科目、領収金額の確認を行い、副長（不在時は課長）は、納付書の紙面と彩紋とにかけて確実に消印を行う。 ・ 庶務課の担当者及び課長（不在時は副長）は、建築指導課から納付書を受け取る際、消印漏れがないか確認を行う。消印漏れがあった場合は、直ちに建築指導課の副長及び課長へ報告し、建築指導課副長は、直ちに消印するとともに、消印後、建築指導課副長と庶務課長で消印の確認及び領収証紙の枚数の確認を行う。 ・ 建築指導課等の担当者及び上司は、業務改善策について、内部統制に係るリスク対応シートに記載し今後の事務処理で活用する。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 福岡県土整備事務所	陸橋緊急補修業務委託について、委託料（12 節）で支出すべきところ、工事請負費（14 節）で支出していた。	所属長は、役付職員を通じて、今回の事例を全職員に周知した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を行うよう指導した。 ・ 総務課長は、総務系の職員に対し、今回の誤りの原因を示すとともに、委託料（12 節）と工事請負費（14 節）の違いについて理解させる。 ・ 工務担当係の担当者は、契約締結に係る事前伺の決裁本文に支出科目を明記する。総務係の担当者及び上司は、当該科目が適切な科目であることを確認し、支出負担行為決議書を回議する。 ・ 総務係と工務担当係は、支出科目について、決算時に決算調書により確実に係間でチェックを行う。 ・ 総務係長は、決算前に、過去の監査結果報告書を参考に、係員に対し誤りやすい事例を周知し、担当者は担当する工事と委託の事務処理に誤りがないか再度確認する。 ・ 総務係の担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 北九州市県土整備事務所	戸切川仮設道路撤去工事について、排水管として使用する資材単価を誤り、積算が過大となっていた。	所属長は、工務関係部署の職員に対し今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、工事設計書の決裁時に下記取組が確実に行われているか確認することとした。 ・ 担当者は、物価資料に掲載されている資材単価を採用する際は、単位について確実に確認を行う。 ・ 工事設計書に添付するチェックシートの点検項目に、単位について追記し、担当者及び上司はチェックシートに基づき、数量、単価、単位に誤りがないか設計書の決裁時に確実に確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	道路拡幅工事において、アスファルト舗装版破砕の施工単価を誤ったため、積算が過大となっていた。	所属長は、工務関係部署の職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、工事設計書の決裁時に下記取組が確実に行われているか確認することとした。 ・ 工事設計書に添付するチェックシートの中の施工条件のチェックについて、担当と係長に加え、副任もチェックすることとし、チェック体制の強化を図る。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	急傾斜地崩壊対策法面工事において、仮設材（敷鉄板）設置に係る運搬費と積み込み・取卸し費を計上すべきところ、これをしなかつたため、積算が過小となっていた。	所属長は、今回の事例と併せて敷鉄板設置に係る運搬費と積み込み・取卸し費の計上について、工務関係部署に周知し、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか確認することとした。 ・ 担当者は、積算時に、運搬費等の積上げ計上が必要な仮設材かを確認の上、所要額を適切に計上する。 ・ 工事設計書に添付するチェックシートに、仮設材設置に係る運搬費と積み込み・取卸し費の計上を確認する項目を追加し、担当者及び上司は、チェックシートに基づき設計書の決裁時に確実に内容を確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第109号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を令和7年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

令和7年4月4日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
甲斐 幸夫	092-734-0110 中央警察署（生活安全係）	中央警察署の管轄区域
内林 美恵子		
森田 洋子		
井上 道人		
後藤 和範		
半田 佐由里		
堀内 理恵子		
三井 成隆	092-412-0110 博多警察署（生活安全係）	博多警察署の管轄区域
中村 康三		
平田 美代子		
橋本 博子		
井上 耕治		
田中 幸義		
永田 繁夫		
水巻 朋昭		
稲永 一彦		
廣門 典子		
譽田 秀作		

迫野 譲二	092-643-0110 東警察署（生活安全係）	東警察署の管轄区域
長 隆行		
早川 哲也		
水野 井津子		
萩尾 武士		
松田 伸一	092-847-0110 早良警察署（人身安全係）	早良警察署の管轄区域
光吉 勉		
吉村 雄二		
小金丸 勇二	092-801-0110 城南警察署（生活安全係）	城南警察署の管轄区域
緒方 健二		
杠 洋一	092-805-6110 西警察署（生活安全係）	西警察署の管轄区域
柳田 豊		
富山 孝昭		
湯浅 尊臣	092-542-0110 南警察署（生活安全係）	南警察署の管轄区域
上村 経裕		
森田 美佐子		
峯崎 亮一		
古賀 景子	0940-36-0110 宗像警察署（生活安全係）	宗像警察署の管轄区域
羽賀 美佳		
筒井 憲昭	0946-22-0110 朝倉警察署（生活安全係）	朝倉警察署の管轄区域
大嶋 俊平		
小木 政博	092-580-0110 春日警察署（生活安全係）	春日警察署の管轄区域
村岡 隆裕		
鳥巢 新一		
八代 由美		
稲岡 淳之		
久保 康之		
山口 亜古		

寺田 恵子	092-929-0110 筑紫野警察署（生活安全係）	筑紫野警察署の管轄区域
中田 光美	092-939-0110 粕屋警察署（生活安全係）	粕屋警察署の管轄区域
坂井 公明		
田ノ上 真		
長澤 尊房	093-771-0110 若松警察署（生活安全係）	若松警察署の管轄区域
秋葉 祐三子		
村島 永俊		
鬼丸 隆	093-861-0110 戸畑警察署（生活安全係）	戸畑警察署の管轄区域
塚本 昌俊		
山内 富士子		
二村 勉	093-691-0110 折尾警察署（生活安全係）	折尾警察署の管轄区域
高尾 義幸		
出利葉 義孝		
小坂 祐治	093-662-0110 八幡東警察署（生活安全係）	八幡東警察署の管轄区域
久富 学		
井手 敏夫		
吉野 裕晴	093-583-0110 小倉北警察署（生活安全係）	小倉北警察署の管轄区域
岡 聡子		
永田 義則		
瀬口 環		
新井 節代		
大森 美世子		
魚住 大介		
安井 伊津雄		
西 賢治	093-321-0110 門司警察署（生活安全係）	門司警察署の管轄区域
越智 広海		
山田 耕治		

萩原 正悦	093-923-0110 小倉南警察署（生活安全係）	小倉南警察署の管轄区域
矢野 了		
吉松 卓哉		
長畑 敏行		
向井 浩義	093-645-0110 八幡西警察署（生活安全係）	八幡西警察署の管轄区域
吉田 美佐夫		
八尋 美穂		
野口 亀人		
松井 千恵美	0930-24-5110 行橋警察署（生活安全係）	行橋警察署の管轄区域
中村 政弘		
國永 芳秀		
中村 研一	0949-22-0110 直方警察署（生活安全係）	直方警察署の管轄区域
谷中 浩二		
薦野 千恵美		
田原 修治		
矢野 富士雄	0948-21-0110 飯塚警察署（生活安全係）	飯塚警察署の管轄区域
内田 弘隆		
本田 昭三		
田中 宇佐美	0948-57-0110 嘉麻警察署（生活安全係）	嘉麻警察署の管轄区域
梶原 徳幸		
嶋田 尋美	0947-42-0110 田川警察署（生活安全係）	田川警察署の管轄区域
田丸 米藏		
徳野 康博		
池田 昇		
元永 正次		
石原 尚典		
角 正司		
八尋 義文		

服部 昌子	0942-38-0110 久留米警察署（生活安全係）	久留米警察署の管轄区域
豊福 政守		
大谷 哲也		
熊丸 雅裕		
野瀬 利宗		
入江 兼也	0943-22-5110 八女警察署（生活安全係）	八女警察署の管轄区域
宮園 勝典		
中島 久幸	0944-74-0110 柳川警察署（生活安全係）	柳川警察署の管轄区域
森田 好孝		
坂梨 博行		
中尾 芳子	0944-43-0110 大牟田警察署（生活安全係）	大牟田警察署の管轄区域
泉 英明		
武田 和美		
斉藤 敏博		

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第197号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施の目的

牛のランビースキン病の発生を予防するため

2 実施する区域、実施の期日、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに注射の方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
ランビースキン病発生農場から半径20km以内の県内の区域	令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日	飼養している牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	皮下注射

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第229号の2

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項本文の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第4項の規定により知事に提出する令和7年度以後の各年度の計算書類（私立学校法（昭和24年法律第270号）第103条第2項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書について公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けなければならない内容を次のとおり定める。この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の監査報告から適用する。

知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定（平成28年8月福岡県告示第656号）は、令和7年3月31日限り廃止する。ただし、令和6年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうか。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第229号の3

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

令和7年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。